

第七十二回国
会
参議院
地方行政委員会
會議録
第五号

昭和四十九年三月二十二日(金曜日)
午後一時九分開会

委員の異動

三月五日	高橋 邦雄君 加瀬 完君 源田 実君 片山 正英君 高橋 邦雄君 今 春聰君 和静 夫君	補欠選任 源田 実君 今 春聰君 和静 夫君
三月六日	源田 実君 今 春聰君 和静 夫君	補欠選任 片山 正英君 高橋 邦雄君
三月七日	高橋 邦雄君 鍋島 直昭君 高田 浩運君 鈴木 省吾君 高橋 邦雄君	補欠選任 鈴木 省吾君 高田 浩運君
三月八日	高田 浩運君 鈴木 省吾君 高橋 邦雄君	補欠選任 鍋島 直昭君 高橋 邦雄君
三月十一日	片山 正英君	補欠選任 久次米健太郎君
三月十四日	高橋 邦雄君 柏原 ヤス君	補欠選任 小枝 一雄君 白木義一郎君
三月十五日	小枝 一雄君 白木義一郎君	補欠選任 高橋 邦雄君 藤原 房雄君
三月二十二日	増田 盛君 斎藤 寿夫君	補欠選任 稲嶺 一郎君 棚辺 四郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

久保田藤麿君 高橋 邦雄君 原 文兵衛君 占部 秀男君 稲嶺 一郎君 小山邦太郎君 柴立 芳文君 棚辺 四郎君 若林 正武君 松永 忠二君 中山 利生君 古屋 亨君 林 忠雄君 伊藤 保君 加藤 和夫君 本宮 義一君 永井 和夫君 浜田直太郎君 阿部 雅昭君 隅 健三君 浅井新一郎君	衆議院議員 修正案提出者 政府委員 自治政務次官 自治省行政局長 事務局側 常任委員会専門員 説明員 経済企画庁物価 局物価調査課長 農林省農蚕園芸 局畑作振興課長 農林省食品流通 局砂糖課長 運輸省海運局参 事官 運輸省海運局内 航課長 運輸省航空局飛 行場部長 建設省道路局企 画課長
--	---

○理事補欠選任の件
本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件
○奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特
別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政
委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る三月五日、加瀬完君が委員を辞任され、そ
の補欠として和静夫君が、三月十一日、片山正
英君が委員を辞任され、その補欠として久次米健
太郎君が、三月十四日、柏原ヤス君が委員を辞任
され、その補欠として白木義一郎君が、三月十五
日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠と
して藤原房雄君が選任されました。

本日、増田盛君及び斎藤寿夫君が委員を辞任さ
れ、その補欠として稲嶺一郎君及び棚辺四郎君が
選任されました。

○委員長(久保田藤麿君) 理事の補欠選任につい
ておはかりいたします。
高橋邦雄君の委員異動に伴い、理事に欠員が生
じておりますので、この際、理事の補欠選任を行
ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認めま
す。
それでは、理事に高橋邦雄君を指名いたしま
す。

○委員長(久保田藤麿君) 連合審査会に関する件
についておはかりいたします。
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障
害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

(第七十一回国会開法第七一号) について運輸委
員会に対し、連合審査会の開会を申し入れること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(久保田藤麿君) 奄美群島振興特別措置
法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

この際、本案の衆議院における修正部分につい
て、修正案提出者衆議院議員中山利生君から説明
を聴取いたします。中山利生君衆議院議員。

○衆議院議員(中山利生君) ただいま議題となり
ました奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復
興特別措置法の一部を改正する法律案につきまし
て、衆議院における修正の趣旨及び内容を御説明
申し上げます。

まず、修正の趣旨を申し上げますと、奄美群島
振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法
は、いずれも、昭和四十九年三月三十一日をもっ
て失効することになっておりますが、引き続き振
興開発計画及び復興計画に基づく事業の円滑な実
施をはかり、かつ、奄美群島振興開発基金の業務
の円滑な運営を期するためには、奄美群島振興特
別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を
改正する法律案をできる限りすみやかに成立させ
てその公布施行をはかる必要があります。このた
め、現段階においては現行の法律を前提として同
法律案の附則に規定する経過措置等について所要

の規定の整備を行ない、同法律の早期実施に備えようとするものであります。

次に、修正の内容について申し上げます。

政府原案の附則中の「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改めるとともに、附則において自治省設置法の一部改正を行ない、同法中の「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発基金」に改める等の所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、この修正の趣旨及びその内容であります。何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) ありがとうございます。本法案の審査に資するため、先般委員派遣を行ないましたので、まず派遣委員から御報告を願います。

○原文兵衛君 委員派遣報告をいたします。奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するため、久保田委員長、河田理事、柴立委員、宮之原委員、柏原委員、村尾委員と私の一行七名は、三月七日、八日の両日にかけて、奄美群島の実情を調査、視察してまいりました。

奄美群島に対しては、復興十カ年計画において、群島住民の生活水準をおおむね昭和九十一一年の本土並みに引き上げるため必要な産業、文化の復興と、公共施設の整備をはかること等を目標とし、また復興十カ年計画では、群島経済の自立の発展をはかり、住民の所得水準を鹿児島県本土並みに引き上げるために、産業の振興を基幹とし、産業基盤の整備、社会基盤の整備を進める等、諸般の事業が積極的に推進されてまいりました。合わせて二十年の計画期間を通じて、国費三百三十七億円を含む総事業費六百四十九億円が投入されたことになっております。

その結果、群島内の産業活動は次第に活発になり、純生産額は逐年順調に伸びて、昭和四十六年

度には復興時の十三倍に当たる四百八十九億円に達し、また、産業別就業人口の推移、産業別純生産額の推移を見ましても、第二次産業、第三次産業の比重が高まり、産業構造の面でも改善が認められます。郡民一人当たりの所得水準も、復興時と四十七年度を比較しますと、対県比で四九・九％であったものが八六・八％へ、また対全国比で二八・八％であったものが五三・六％へと上昇しております。

そのほか、道路、港湾、空港等の公共施設、社会福祉施設、文教施設等の面でも計画に基づく事業の効果は認められるのでありますが、奄美群島の現状をすなおに評価します場合、なお著しい格差、後進性の存在することを否定できません。外海の離島、台風の常襲地帯という地理的気象的特殊条件がもたらす海上輸送経費の割りが、資材や生活必需品をはじめとする諸物価の高騰に作用する悪循環はますます強まりつつあり、個人の住宅、耐久消費財、預金等の蓄積の貧弱さ、社会資本の蓄積の低さ、市町村や農林漁業団体等の財政力、経済力の弱体性は、依然として解消されてお

りません。以下、今回の調査において特に注目された奄美群島の諸事情及び現地要望等について申し上げます。

まず第一は、生産労働力が著しく減少していることとあります。群島内の人口は二十四年度の二十二万人をピークに逐年減少し、県全体を上回る速度で人口流出が起これ、現在は十六万人を割り込んでおります。そのため、名瀬市、笠利町、与論町以外の七町四村はすべて過疎町村に指定されて

おりますが、人口流出が男子の若年層を中心に発生しているため、人口構成の老齢化、女性化が急激に高まっております。しかも、生産年齢人口は県全体の三倍にものぼる減少率を示しており、今後の産業経済の振興開発をはかっている上で、大きな障害として重くのしかかっております。

第二は、群島住民の生活水準が異常に低いこととあります。群島一人当たり所得が上昇したとは

いえ、一人当たり国民所得の二分の一にすぎません。生活水準の低さは生活保護率が人口千人当たり六二・六人と極端に高い数字に端的に表明されているほか、可処分所得、消費支出、個人貯蓄等の生活関連指標の上にも明らかであり、さらに交通手段の不備、台風被害、物価高、生活環境整備のおくれ等、住民生活を取り巻く環境条件を勘案した場合、諸指標にあらわれた格差以上に実質的な生活水準の低さを認めざるを得ません。また、名瀬市の家計調査によりますと、エンゲル係数は三八・八％と高く、とりわけ生鮮魚介、肉類、くだもの及び交通通信費の支出の多いことが特色をなしております。石油危機を契機に上昇した海上輸送費が直接物価を押し上げて、住民生活への大きな不安材料となっており、航路を中心とする輸送体系のあり方に基本的なメスを入れる必要が訴えられております。

第三に、産業をめぐる問題について申し上げます。

農業生産額の四五％を占めるサトウキビは、四十一・四二二年度に六十四万トンの生産をあげ、一時、株出し比率の増加等のために生産が停滞しましたが、四十八年度の生産者価格の大幅な引き上げに伴い、生産は漸次上向いております。奄美群島の生命作物ともいべきサトウキビについては、今後とも土地条件の整備、機械の導入、農地の集団化、協業化、新品種の普及等を進めて生産性の向上をはかり、あわせて製糖企業の経営基盤の強化をはかることが、奄美農業の発展を期する上での緊急の課題となっております。

また、奄美近海は、好漁場で形成されて、未利用の資源に恵まれ、年間平均気温が二十一度であって養殖漁業に適する等、有利な条件を具備しながら、漁業は不振であり、漁獲高はわずかに十八億円にすぎません。漁港整備に加えて漁船建造、冷凍冷蔵施設の整備、流通機構の整備等を積極的に推進し、高生産性漁業の開発につとめる必要のあることが指摘されます。

群島経済をささえる主要産業として、糖業と

もに、大島つむぎに対しては意欲的な振興がはかられてきましたが、まだ多くの問題をかかえております。大島つむぎの生産は四十七年度に三十万反、売り上げ高百三十四億円に達しますが、若年労働力の不足、韓国つむぎをはじめとする類似品や模造品の進出等、企業環境を取り巻く情勢にはきびしいものがあり、特に私どもに対して次のような要望が寄せられております。

一、伝統工芸品の振興に関する法律の中に、指定商品に対する模倣・模造品の不可侵規定、指定産業を圧迫する製品の輸入制限と高率関税の賦課、指定商品の産地表示の義務づけ等の規定を挿入されたい。

二、手形サイトの長期化等に対処するため、長期低利運転資金の制度を設定されたい。

三、消費動向に対応して需要が高級品に移行するため、高度技術者の育成、新製品開発施設、共同作業場等に対する高率補助制度を実施されたい。

等であります。

亜熱帯に属し、海岸性の美しい自然に恵まれ、特異な文化を持つ奄美群島は、観光レクリエーション基地としての開発が特に期待されます。最近の入り込み観光客は年間三十万人に及び、わが国の余暇利用政策に重要な役割を演じておりますが、余暇利用関連産業が今後の群島経済における戦略産業の一つとして位置づけられるとともに、地域経済の発展と住民福祉の向上に直接結びつくような観光開発を進める必要があります。

第四に、奄美群島特有の金融機関である奄美群島振興信用基金の経営が圧迫されつつある点であります。すなわち信用基金の保証勘定には、四十四年度以降、承継債権の減価損失が生じ、また融資勘定においても、転貸債による借入れ金が増加速度的に増加し、これが主因となって逆さや現象が起これ、資金効率を悪化せしめるという傾向が強まっております。経営規模が零細で信用力が薄く、経営基盤の脆弱な群島内企業を育成し、群島経済の自立化を目ざして振興開発を推進していく

ためには、振興信用基金の資力を高めて経営の安定をはかり、保証及び融資の機能を拡充してまいらなければならないことが訴えられております。

第五の問題は市町村財政であります。一市九町四村の四十六年度の財政力指数は、名瀬市の〇・二二を最高に、〇・一〇未満が六町村もあり、平均〇・一二と、復帰時の〇・一五に比較してむしろ低下しております。四十七年度決算における歳入規模は、百二十六億円と、三十九年度の三・五倍に拡大されましたが、産業活動や地域住民の所得水準を反映し、自主財源は逐年その比率を低め、わずかに一六・五％にとどまっております。歳出面では、投資的経費の割合が県平均や全国平均を上回り、四二・〇％を占めますが、その主因は災害復旧費の多いことにあります。目的別で見ますと、土木工事費の割合が、大和村、宇津村、与論町では一〇％にも満たず、五町村で災害復旧費を下回るといふ事情にあります。市町村財政の特質を要約すれば、その脆弱性は、本源的には地域の産業なり住民の所得構造から生じたものであり、経済力の低さと財政力の乏しさは相関的に作用し合ひ、悪循環と低迷の域から脱し切れない状態にあるといえます。国の特別措置による財政基盤の強化が要請されるゆえんでもあります。

以上、奄美群島の諸事情を若干申し上げましたが、復興・振興計画の二十年を経て、各般の面で本土との格差を解消しきれない最大の要因は、あまりにも急速であった本土の経済成長に、計画に基づく事業規模が随伴しなかったことにあります。公共施設のうち道路を例にとっても、四十七年度末の県道の改良率は六二・八％、舗装率は四〇・八％と低く、しかも、道路構造令の基準に満たない路線が数多く残り、港灣を見ても、接岸バースの拡張が就航船舶の大型化に対応できず、さらに、奄美空港のジェット化や与論空港の開港も今後の課題とされ、切実な需要との間に大きなズレが生じております。四十九年度を初年度とする振興開発五カ年計画の策定にあたっては、前車の轍を踏むことのないよう特に留意する必要があります。

また、奄美群島から後進性を払拭する最も直接的で効果的な手法は、海上輸送のあり方を合理化し、強化することであり、すなわち、貨客輸送の基盤に沿ひ、鹿児島、奄美、沖縄を結合する幹線航路を整備し、群島内の主要地方道を国道に昇格せしめ、高速化をはかつて距離を短縮することが肝要であります。

また、諸資材や生活必需品を本土からの移入に依存している現状では、船舶航路は文字どおり群島住民の生命航路であります。現在、海上輸送は民間会社が担当し、輸送費はすべて企業ベースであり、輸送費の増高が直ちに群島内の諸物価にはね返り、それが経済活動や住民生活を著しく阻害していることは冒頭にも触れましたが、現地からは、船舶の輸送体系を改善し、国鉄運賃並みの輸送コストが保証されるよう緊急に対策を講じられたい旨の強い要請があったことを申し上げます。

以上をもちまして報告を終わります。

○委員長(久保田慶彦) ありがとうございます。

これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○柴立芳文君 私、ただいま原理事から、奄美群島の実情を調査した報告書をお聞きいたしました。全くこれに尽きていと思うのであります。私見を申し上げて、私はまあ御承知かもしれませんが、鹿兒島の出身でございますし、また、奄美振興審議会の委員も四年間いたしまして、そこで、たいがいことは承知をいたしておるつもりであります。したがって、今後新しい五カ年間の法律を施行されるにあたりまして、私はこう考える点がある、そういう点を、簡単にようございますから、そう思うし、それに向つて対策を練るとか、そういう方向で御答弁願うようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

今回の法律は五カ年間延長するというところでございしますが、それが「振興開発」と、「開発」ということばを入れられて、前向きに対処していこうという姿は法律の中に見られるわけであり、また、従来のこの復興計画、振興計画の二十年間、それは客観情勢の非常にむずかしい時代でございしました。しかし、こうして延期するということは、どうしても所期の目的を達し得られなかったもので、したがってそれを、所期の目的を達するために延期するんだと、こう解釈してよろうと思つております。

そこで、いま御報告にもありましたとおりでございますが、たくさん費用を使つてやつていただきましたが、私の過去の反省を要約いたしますと、まあ復興計画の初めのほうにおきましては、非常にありがたい、社会情勢が変わつたような形の国費をつけていただきましたし、学校もつぱらになりました。しかし、その後の十カ年という復興計画時代におきましては、国の高度経済成長というものについていけなかったという大きな問題だったと思ふのであります。国のほうはどんどんどんカブが上がつていきまして、GNPにいたしましたが、昭和三十五年から昭和四十五年の十年間に四・五倍上がつておる。その予算が二、三割の割合で国費がついたわけでありまして、その割合におきましては、五年間というので設定をされた、セツトされた問題が非常に大きな問題だった。だから、国費がきまつておつて、どういふ変化があつてもこれに應ずるわけにいかなかった。多少、しかしあとで改定をいたしていただいたわけでありまして、物価、賃金三割ぐらゐの上昇率では追いついていかなかったというところは、もうだれでもわかることではあります。

そこで、そのような情勢から、実を結んだわけでありまして、完全ではなかったというふうなことで今回出されておりますので、その問題を前提にいたしまして、所期の目的を達成するためにはこういふふうなことをいふひとつの法案が出ていますので、そういうふうなことから入つてまいりたいと思ひますけれども、もういま報告

書に出ましたとおり、郡民所得とかエンゲル係数、そういうこともすでに報告にございましたので省略いたします。

そこで、今後の問題といたしまして、五カ年間というふうに年限を区切つておられるわけであり、また、この五カ年間というのに、国民の所得の半分しかない地域を一体できるかどうかという問題があるかと思ひます。だから、五カ年というふうなものをどういふ根拠にしてやられたかどうかというふうな問題が一つ。

それから、そういう方法であつたために、離島の振興法という法律がございすけれども、こういう法律と、沖縄が二年前に復帰をいたしました。沖縄の振興開発特別法が出ておるわけであり、したがって、このような地域の開発に對して、どのように国政の中での——沖縄の復興計画に準じてやるとか、あるいは離島振興法よりも少し上にランクをするんだとかいふふうな、位置づけというものを對して、どのような理解を持ってこの法案を出されたかを、まず最初にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 過去二十年間、これが実際に四期に分かれておりました。最初の復興特別措置法の初めの五年、さらにそれを五年間延長いたしました前期、いわば前半十年、それが、まあいま先生の御指摘になりましたように、そのときには他の離島その他に比べて相当思い切つた措置がとれたことも事実でございます。それからそのあとの振興計画の十年は、やはり相当の伸びを示しつつも、国全体の経済の伸び、国の予算の伸び率に比べてある程度追つていかなかったという反省が確かにあつたわけでございます。それらの反省も踏まえて、もう十分御承知と思ひますけれども、今回の振興開発措置法におきましては、従来の方式を変えて、いわゆる自治省一括計上自治省一括施行でなくして、予算は一括計上するけれども、それを各省のそれぞれの専門的知識を活用して、執行は各省の責任を持つてもらうというところが一つ。それからもう一つは、

従来のやり方と変えまして、あらかじめ五年なら五年の計画をきめてしまわないと。計画としてはきめても、数字的にそれを固めてしまわなくて、数字的には毎年毎年の予算のときの勝負という形にして、国の予算が伸び国の経済が伸びれば、それに追いついていくような体制をとったこと、まあこれは御了解いただけるかと存じます。

で、そういう配慮をもちまして過去の反省を今後に生かすつもりでございますが、まず第一点の、五年間にきめましたのは、これもまた先生も御承知だと思いますけれども、五年間をしますについて、実は相当いろいろな折衝経緯がございました。沖繩の関係は当初から十年でやると。すでに二年経過しましたが、なお八年残しておる。離島振興についても同様、五年以上の期間を残している。それらを踏まえまして、あるいは沖繩と一緒にする、あるいは離島振興と一緒にする。つまり、八年なり七年なりの計画を考へる、それともずばり十年でいくか、五年でいくかというところの利害得失その他につきましては、相当関係者の間で、関係各省、鹿児島県、さらにはいろいろな方々の御意見も伺い、折衝も繰り返した結果でございます。

で、最終的にこの五年と決めましたのは、まず、一つには、できればこの五年間で所期の目的を達成したといわれるまでに持っていきたいという願望を一つ加えてございます。さつき申しましたように、五年間の計画をあらかじめ全部きめてしまふわけではございませんので、毎年の予算で勝負すると。その場合に、たとえば奄美の舗装はひとつ二年間でやっつけまおうとか、それこそその年度年度の予算の折衝において、相当強い態度をもって奄美の復興に力を注ぐ。できれば、まず五年間で、もうここまですればというところまで持っていきたいという願望がまず一つ加えてございます。

ただし、それは、客観的ないろいろな情勢を考へます場合に、必ずしもそういくということがまあ確定したと申しますか、はつきり見通せると言

うと少し行き過ぎになると存する次第でございます。まずこの五年間でできるだけの力は注いでみまが、さらに五年たった時点で、おそらく国民経済の成長も、あるいはこの石油その他の関係で従来ほどの伸び率は示さないにいたしても、やはり相当伸びていくことは間違いない。でこれに追いついていくための措置というのは、相当に力を注いでも、なおその五年たった時点で、当初の目標、鹿児島県、本土並みとか、本土と比べてひけをとらないというところまでいけるかどうか。その点については十分な確信を持ち得ないわけでございます。そこで、そうなりませんでした場合には、その五年の時点においてさらに次の段階を積極的に考へるといふ余地が残されているということもござります。

まあ、こういう変動の激しい時代でございますから、五年以上十年間にわたる、七年、八年さらには十年にわたる見通しというのを立てるのもむずかしい面もござります。さらには、いままでやってまいりました経緯が、二十年間を五年刻みに、復興計画の前期、後期、振興計画の前期、後期とやっていった経緯もあり、そこで、とりあえず今回五年というところは、五年をもって打ち切るというつもりではございませんので、できればその五年間で最終目的を達成するようにあらゆる力を結集してみる、そして五年たった時点でさらに考へる、こういう立場でこの五年というのに最終的に落ちつきまして御提案をした次第でございます。

それから、二番目の点でございますが、奄美の復興に関する政治的な位置づけでございます。

これは、離島とは申しましたが、ほかの離島と違ひまして、海上はるか離れた非常に特殊な困難な条件を持つています。同時にまた、今度は裏返しとして、亜熱帯地域の開発可能というものをたいへんにかかえておる。しかも、地理的には本土から沖繩に参ります道筋のような形をしております。こういう意味で、一般の離島とは異なつた扱い、むしろ

沖繩に準じた扱いをすべきであるし、また沖繩の復興が進むことと比べまして、この奄美を谷間に落としてはいけないという考え方が新全国総合開発計画においてもあらわれておりまして、「沖繩の開発に当たっては、沖繩と地理的、歴史的、経済的に密接な関連をもつ奄美群島についても、今後とも産業の振興と社会生活水準の格差是正を図る必要がある」と、この計画にもうたわれております。この趣旨を生かして、沖繩、一般の離島とは異なる格づけをしたい。

しかし一方、復帰したばかりの沖繩というものと比較しまして、すでに二十年間相当な国費をつぎ込んで復興につとめ、その成果も相当あります。奄美を、いま全々沖繩と同列に扱うということも、種々の困難性もございまして、たとえば国庫補助率の問題、そういうものにつきましても、これは一つ一つの事業について、関係当局及び財政当局と折衝してきめてまいりましたわけでございますけれども、まあ離島並みのものもある、しかし、総じて言へば、沖繩と離島の中間と申しますか、その辺に位置づけをしてこの五年間の奄美の振興を考へてまいりたい、これがこの法案を貫く考え方でございます。

○柴立芳文君 きょうは大任が御見えにならないので、政務次官もひとつ確認をしておいていただきたい。また、大臣にも十分確認をしていただきたいのは、いま局長が言いました、沖繩と離島振興法の中間的な法律の位置づけとしてやっていくというところは、これは今後の大きな問題だと思ひますので、確認をお願いをいたしたいと思ひます。

さらに、五カ年間のことについては、二月の二十八日、衆議院の地方行政委員会の附帯決議がなされておりました。「計画期間後も諸格差が是正されない場合はさらに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること」と、必要な措置というの、いま局長が言われました延期することもあり得るというふうに解釈していいと、こう

いうふうに私は確認をいたしました。違つたらまた発言をさせていただきます。

そこで、時間もあんまり私よけいもらつておりませんので、次に進みたいと思ひます。

この沖繩もそうなんですけれども、奄美の経験からいいますと、やはり一番大きなネックというのは交通ネットワーク、この問題だと私は思ふんであります。沖繩もいろいろ国の施策が配慮されておるようではありますが、沖繩自体におきましても、私は交通運輸の問題がいまから問題になると見ておるのであります。したがって、そういう面からいいますと、非常に微に入り細に入り、いろいろ慣習とかそういうふうなことにとらわれずに、客観情勢が非常に違つてきておりますので、的確な把握をしていただかなければならぬ。たとえば私はまあいまからと、過去のことを言つてもしょうがないのですけれども、電気料金の問題にいたしまして、私は審議会におりましたときにこれを強く主張いたしました。ところが、復帰して十八年目ですか、ようやく九州電力に合併をしたのであります。その前は電気料金、二倍以上の電気料金を払つておりました。それはずっと前に私は申し上げたんですよ。こういう日本の国が経済復興をしてきたのも電力の開発から行なわれてきた。だから、基礎的なこういう条件をそなえないと、いろいろな問題がそれに影響されてくる。これも御承知のとおりであります。したがって、こういうふうな問題としてとらえなきゃならぬ点は、私はやはり交通ネットワークの問題だと思ひますので、ひとつお聞きしたいと思ひます。まず、海上輸送のことにつきましては、同僚宮之原委員が総括質問でただしておられます。運輸大臣も御答弁になつておる。そして、総理大臣もこの運賃の問題についての離島の問題は非常に重大だと、だから、離島交通をおさなりにしてはならず、合理的な方法を十分検討するという、これは速記録がまだ出ておりませんので、新聞記事で私は申し上げておるんですが、こういうふうなこ

となんで、このことにつきましては、私は従来、沖縄が復帰するときから申し上げているのです、この離島の海上輸送の問題については、まあ従来、道路並みというふうなことで、私はいまの、現在の海上輸送のことについての運輸省がやっておられることも承知をいたしておりますから、そんなことは省略をいたしまして、ただ非常に大きなウエイトを持っておりますために、いま予算委員会でも問題になりましたように、それに対して総理も答えておられるように、それじゃやっぱり運輸省がこうしたいとか、こうする方向で検討するとかというものが無い以上、進まないと思うのです。それで申し上げるんですが、まず奄美大島、三月の十日に二五%運賃の上昇が認可されましたね。奄美の運賃を認可されているはずですが物価高、こういうことで——経済企画庁においていたしておりますか。——そうしますと、これは経済企画庁も、物価の問題とかあるいは交通ネットワークを中心とした物価の影響とかいうものもやっておりますが、離島の物価高、これは申し上げませんけれども、離島の物価高、これは灯油にいたしましても、名瀬市というのは、十八リッターで二月現在で五百六十円いたしております。那覇市が五百六十円、同じ価格なんです。で、標準価格三百八十円ですが、これだけの運賃が加算されていると見ても差がつかない。砂糖とか大根、特にこの野菜類はもうたいへんな上がりで、総体的に那覇市よりも名瀬市の方がずっと高いんです。物がですね。あのあなたの方の物価指数を出されたああいふうな統計は、これは名瀬が出ておりませんので、はっきりしませんでしたので、現在のものを調査をしてみましたところが非常に高いのであります。ところが、これは二月現在で、三月十日に運賃を二五%アップしたんです。そうしますと、これは海上運送法による届け出によりまして、届け出制ですから、特に奄美航路運賃協議会というものと協議して上げたというところに相なっております。そういうふうな

ことが一つあります。そこで、またいま石油の問題がリッター九千円近く上げる、そうしますという、船運賃が影響を及ぼさない。これも一つの上昇の要素になるわけですね。そういうふうなことを経済企画庁でもよく理解されていると思うのですが、間違いないですね。

○説明員(加藤和夫) 経済企画庁といたしましても、離島の物価については、何ぶん各種の地域性が非常に強いということ、それから生産、流通、消費というものが非常に地域的に密着してありまして、各段階ごとの施策が、都市型の物価対策のようにいかないという点がございしますが、基本的には、御指摘のとおり、交通問題、運輸問題というものが非常に大きなウエイトを占めておられると思います。それで、標準価格制度などによって一般的に物価対策が行なわれておるところでございしますが、総需要抑制というものは、国段階のものとは格別といたしまして、標準価格制度についても、やはり運輸その他の差異はこれは認めざるを得ないということでございます。したがって、この際、離島関係の物価対策といたしましては、やはりそういう運輸を、なるべく可能な限り影響のないように抑制的に関係各省と協議していくというところ。それから交通施設、それから産業基盤施設、出荷、冷凍、その他の施設の基盤を整備すると、こういった地域的なきめこまかい施策を通じて安定をしていくということを努力の中心に置いております。

○柴立芳文君 経済企画庁とされても、普通の物価の抑制の——その離島だからかかりますというのをはかるんですよ。ただ、いま——まああとでまたもう一べん申し上げますけれども、いまの運輸省のはうにちよっと申し上げて、これをどういうふうな理解されているのか。衆議院の地方行政委員会会の附帯決議なんですけれども、この中に奄美のやつで、「本土、奄美、沖縄を通ずる国鉄航路の開通について検討すること」というのが入っておりますが、このことをどういうふうな理解されておりますか。

○説明員(浜田直太郎) お答えいたします。沖縄、奄美航路等につきましては、国営ないしは国鉄の経営論がございまして、私も基本的には附帯決議にありました線を尊重して検討してまいりたいと考えております。ただ、沖縄、奄美を離島と申すのは問題があるかと思ひますけれども、離島を含めましたところの一般的な過疎交通対策というのをどうするか。たとえば陸の孤島といわれる問題もございします。さようなことを含めまして、過疎交通対策全般で考えなければならぬのではないかと。

それからもう一つは、国営ないしは国鉄経営にするとすることによるこのメリットないしデメリットというものをこれから大いに勉強しなければならぬ。さらに、航路の問題につきましては、すでに現在の相当の民営航路があるわけでございます。これらとの競合の関係を調整をするというふうな問題が数多くあるんではないかと考えます。しかしながら、今後いわゆる離島航路対策等を含めまして、それらのところの住民のミニマムを確保するということが政策の重点であります。御指摘のとおり、私も異論がないと考えております。

そこで、運輸省といたしましては、現在石油危機その他の問題に関連いたしまして、いわゆる全日本総合交通体系というものの見直しを、今後、経済企画庁あるいは関係各省、あるいはまたそれらに関連する審議会というものと協議いたしまして行なうてまいりたいと考えておりますが、その中で当然過疎交通問題についての議論があろうと思ひます。そういうような場をかりまして、今後、先ほど申しましたような問題につきまして十分勉強してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○柴立芳文君 これは私は大きな問題です。とにかく青函連絡船もなくなるし、あるいはそれをどうするか、あるいはまた四国の問題も橋がかかったとすれば、いまの連絡船をどうするかというところでしよう。国鉄航路の開通をやってもらえ

ば非常にいいんですよ。いいんですが、従来の海上輸送の基本的な態度としては、民間にやらしたほうがいい、こういう思想といえますか、そういうものがあることも承知をいたしております。ただ、この附帯決議というのは、まず先ほど予算委員会にも出ましたとおり、たとえば国鉄は非常に国の世話でございますか、恩恵をこうむった中で、いわゆる物価政策も抑制されている政策をとっている。たとえば一般会計からの助成にいたしましても、四十七年度に一千六十二億、これはまあ出資金とか工事費補助金を含めてですよ。四十八年度は二千八百九十三億、これは補正がありましてからね。これは予算に出ていたのは二千五百億ですよ。そういうふうな一般会計には補助をして、そして国鉄運賃も凍結しているでしょう、いま。これは私は国政の基本であって、物価抑制の一環としてこれはやっておられると思っております。そうしますと、そういうふうな中で、国鉄があるところ、たとえば国鉄の赤字路線も、これは国民の足としてそれを廃止することはできないというふうな議論でやっております。そういうことだが、いまの衆議院の附帯決議は、国鉄が恩恵を国民に与えている程度はやらなければならぬという意味に私は解しているわけですよ。そうしますと、国鉄に対する問題、あるいは新幹線とかあるいは高速道路とか、本土におきましては、国費をだいた使ってやっております。それは間違いないですね、交通の問題に対して。そうしますと、いまあなたの方がやっておられるのは、離島航路の補助は競合がない一線の場合はやっておられる。ところが、まあ佐渡とか、あるいは五島とか、奄美とか、島としては沖縄というふうなものがあるわけですよ。小さい島に対しては道路並みのやつをやつて、赤字が出たら補てんしますという制度がありますね。ところが、競合する線につきましてはやりません、それだけの企業ベースに乗るんだという考え方でしよう、従来の考え方は。それはそれとしては私は認めます。だけれども、いま先ほど私がいろいろ申し上げたよ

うに、そういうことではもう離島のはうの問題は片づけられないと見ておるわけです。だから、沖縄を含めて奄美等の問題は、航路の問題を何とか新しいシステムで考えていったほうがいいというのが総理大臣の答弁であろうと私は理解をする。その場合に、やっぱり運輸省がそれじゃひとつそうだとするに理解されるかどうかということですよ。

もう一つ申し上げておきまじょうか。この問題について私の考え方は、この法律が施行される間物価上昇を押えるというふうなことも一つある。

一つは、奄美にも運賃が届け出制度によって、船会社の経営によつては認可をされて上げていくという制度はこれは当分見合せてほしいということ。それはやはり、その競合路線に対しては、船会社に助成をして、国鉄と同じような形の公共料金でいけなかいという問題が一つあります。たとえば、私は林さん御承知のとおりだと思うのですけれども、奄美の場合、港湾もよくやつてもらいましたよ。しかし、いつまでたつてもはしけなんです。現在でもはしけですよ。一番大きな港の名瀬のほかはしけが多いんです。なぜはしけか——これはきまつているのですよ。二千トンあるいは三千トンの港の計画をしておると、船のほろが大きなんですよ。だから、またはしけにならざるを得ないというふうな、日本の経済成長の中で一番先を進んでいるのは造船でしょう。非常に大きくなり、スピードが出るようになりましたよ。そういう船を持つてくる時代になっているんだけれども、過去の振興計画、復興計画の中では、非常に小さい規模の港をつくってきたというふうなこともあります。だから、時代を見る目がなかったと、極端に言えば私はそうだと思うのですよ。しかし、それはいまだと言つたてしょうがないんですが、そういうことも含めて申し上げておきます。

もう一つ申し上げておきますが、これは次官、ちょっと聞いてみておいてください。小笠原の問題も出ています、ここに。小笠原の航路補助

を私は調べてみたんです。四十六年度はチャーター船でしたね。四十七年になりますと、国の離島航路補助が七百万円出されておりますね。そして、まあ、もういろいろ小さいことは申し上げませんが、方法として、そのほかに都が貨物輸送費の助成ということで、四十七年度は八百十八万出しているんですよ。これは地方公共団体ですよね。東京都だから、一千人ちょっとの人に對して、東京都と同じような物価のものをば提供するという意味でしょう、そういうふうになっているんです。だから、小笠原の住民が約一千名としまして、私の計算では、一人当たり補助金として九千九百円出されておる、小笠原の人にですよ。というのは、一千キロからあるでしょう、あそこは。船で、企業ベースでやりたいいへんな問題でしょうから、そういう制度がなされておる。そういうふうなことで、輸送費のトン当たり五千五百円の十割補助ということでなされております。そういうふうなことからいくと、このことは、どうしてもそういう遠隔の土地に、何とかして、物価対策もございましょうし、恩恵をこうむらせなきゃならぬということで都がやっているんですよ、国もやっていますけれども。

そういうふうなことを鹿児島県に、たとえば十六万人の人の物資を助成しろと言われても、それは不可能なことなんです。これはもう一番鹿児島県自体が貧弱県でありましてと言っておられるんだから。そのようなことですよ。東京都是大きいからやれるんでしょう。小笠原が小さいからやる事ができるでしょう。しかし、考え方としてはそれは当然だと私は思うんです。そういうふうなことを運輸省にどう思うかということを書いていけるのであります。

たとへばプロパンガスの場合に、標準価格は千三百円でしよう。そうすると、東京都が千三百円、小笠原は千六百円です、二月で。そして奄美は千六百六十円。これはあんまり違いません、奄美の名瀬市ですわね。しかし、砂糖に至りましては、東京都が二百七円、小笠原が二百二十円、二

百三十五円と、違っておりますね。これは小笠原はこのことをしなさいといへんな高いものについておるんです。とんでもない高いものを買わされることになるんだけれども、このことをやったために東京都とあんまり変わらないということですけども、企業ベースに乗らないからそういうことをやるということですけども、離島というのは、いまからまた重油ですか、石油が高くなりまして、さらに格差が高まっていく。そして、これを民間企業でやっていたら、いまみたいに非常に、届け出度によって申請をすればやむを得ないということになるんですが、この問題については、競合路線であったとしても何らかの対策を練る事態ではないかと私は考えているんですが、運輸省のほうの御見解をいただきたい。

○説明員(浜田直太郎君) 先生御承知のように、貨物運賃というのは、先ほどからお話しありましたとおり、届け出制でございます。しかしながら、私どもは、離島航路の運賃を低位安定せしめらるゝということの必要性から、届け出制を受け付け

るに際しまして、行政指導という名目でもってできるだけ努力をいたしております。現に奄美協定につきましては、昨年秋季申請がありましたときには三五五のアップでございましたけれども、これを二五五に指導いたしたというようなことでございます。したがって、そういう運賃制度のもとにありますので、この運賃に対しまして、国なりあるいは地方公共団体が、何らかの政策的補助金を出してこれを低位安定化させるという手段はいまのところございません。御指摘のように、旅客航路につきましては離島航路補助という制度がございますので、いろいろこれを運用するということを、私ども、将来もきわめてこまかく検討しなければならぬと思いますけれども、貨物運賃につきましてはいま申しましたような事情でございます。

なお、当該離島航路に關しまして、その地域があるいは東京都であるか、あるいは鹿児島県であるかということにつきまして多少の差異が出てく

ということとは先生御指摘のとおりであらうと思
いますけれども、小笠原につきましても、できる
だけ当該航路運営のために、経営の合理化その他
を行なっておると聞いておりますし、奄美につき
ましても、いま申しましたようなことで、できる
だけ低位に押えるということを努力しておる次第
でございます。

なお、国鉄航路につきまして、先ほど申しましたようなことのふえんでございますけれども、国鉄は、御案内のごとく、全国の幹線交通のじゃない手、あるいは都市交通のじゃない手というもののほかに、先ほどの地域のミニマム確保という、過疎交通対策のじゃない手という非常に大きい使命を持っております。陸上の——陸上のと申しますとおかしいですが、A B線の経営というようなものがそれであろうかと思ひます。したがひまして、国鉄が行ないますところのミニマム確保のための過疎対策といたしましては、やはりその中で政策的に考えなければならぬのではないかと思ひます。

○柴立芳文君　前のほうは、それはあなたの立場でどうということとは——しかし、政策的に考えなければならぬというのはあなたも自身でお考えになると私は思うんですが、政務次官、地方行政の離島政策について、私の議論はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(古屋亨吉)　ただいま柴立先生から、奄美の問題を中心にして、難島航路の問題、詳細にお話ししたのでございますが、私どももいたしましては、やはり私も奄美を先般視察いたしました——沖繩のほうをよく知っておりますが、奄美のほうも参りました、お話しのとおりでございます。どうしてもこれは輸送関係の整備ということが島民にとって一番大事なことでございます。て、生活必需物資等で島内で産しておるものにつぎましては、自給体制に向かっていろいろの諸施策を講じていかなければならぬことは当然でございます。

この航路の問題につきましては、先ほどやはり

東京都と小笠原の関係においてお話しになりました。東京都の財政状況からそういうものを支出しておるのでございしますが、しかし、私はこの過密過疎、特に過疎の問題につきましては、やはり、先ほどもお話しのようなA B線の問題でも、結局、あれだけの赤字で——百円の収入に対して七百円の支出をしているということも、これは地域開発のために私はやむを得ない当然のことであると考へております。したがって、衆議院の附帯決議にありましたように、主管は運輸省でございすけれども、私も地方自治の充実整備という観点から、衆議院の附帯決議にありましたような点につきましては、ひとつ、運輸省と十分連絡を密にいたしまして、何とかしてそういうようなメリット、デメリットの問題いろいろございすけれども、大きな見地の、どうしても輸送の隘路を解決しなければ産業の発展というものはなかなかむずかしいというところはよくわかつておりますので、十分運輸省とも協議をいたしまして、できるだけ早い機会に、そういう輸送の問題につきましては前進的な方策をとってまいりたいと思っております。

なお、先ほど先生から確認の意味というお話でございまして、行政局長から御答弁いたしました。全く私もそういうふうに考へておりました。沖縄と離島との中間扱いであります。沖縄との間に新たな格差を生ずることのないように、この法の運営については施策を講じてまいりたいと思ひます。五年間の問題につきましても、一応五年間ということを目標にしてあらゆる施策を講じてまいりたいと思ひますが、その五年間たつた場合におきまして、格差は正その他が行なわれないうような状況にありましたならば、さらにこれを延長して産業の開発、振興につきましては全力を注いでまいりたいと思ひております。

○柴立芳文君 いまの問題につきましては、これは時代の要請であり、客観情勢が違つておりますので、従来の問題と同じような形じゃないわけ

でございます。だから、国鉄の場合も、臨時的な方法で凍結の形をしているわけでありまして、物価対策からいきましても、この五カ年の間ぐらひは、その物資と旅客の運賃を凍結する、そして、その間、やっぱり助成を船会社にしていくという新しい方法をシステムとして考へてほしいというのが私の考え方です。だから、国鉄がサービスをやりなさいとか、こういう意味ではございせん。どうしても、これは私企業的なところはたいへん物価が上がつて、まださらに上がる情勢にあるということをおわかりだったと思ひますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

それから、海運局長見えていませんか。運輸省の方で——浜田参事官見えておると思ひますが、沖縄に——これはこの委員会にも関係があらますから聞くんですけれども、沖縄航路運賃同盟というのがあるでしょう。沖縄の関係は、あの二十何年、三十年近く、沖縄が軍事基地を中心にして施政権がアメリカにあったというふうなことで、復帰する場合に混乱がないようにということ、沖縄航路運賃同盟というのが、十一社でしたか、外国の船を入れて。現在では九社もあるんです。九社で、まあ、悪く言えばカルテルみたいなものですね、実際を見ますと。これで輸送が行なわれているわけですね。その場合に、鹿児島の内航海運組合というのがあります。それが千五百トンの許容量で物を運ばしておるわけですよ。それがいま三千トンになつて——四十八年の七月から三千トンです。そうしますと、沖縄—奄美というの、鹿児島—奄美—沖縄というふうな、もう自然的、歴史的航路があるわけですよ。それで、実はこの問題で、いま、月に四万トン以上、鹿児島から沖縄に荷物が運ばれております。その中で、鹿児島の内航海運組合の船は三千トンしか積ませないわけです。このことは、復帰当時と事情が違つておると思ひますが、このことを御承知か。また、このことをずうとこいうふうなことにしてやつていかれるというおつもりなのか、

お聞かせ願ひたい。

○説明員(浜田直太郎君) 鹿児島運賃同盟という内航海運組合法に基づきますところの一種のカルテルがございまして、現在、さような指導をやつておるというところは承知いたしております。ただ、現在四万トンというものの関係につきまして、今後三千トンのものをどのように調整するかということは話し中と聞いておりました。具体的なこととは、私、現在承知いたしておりません。

○柴立芳文君 それはわかつておる人は来ておられないの。

○説明員(阿部雅昭君) ただいま参事官お答えしました。若干補足させていただきます。

沖縄の航路運賃同盟、これは先生おっしゃいましたように、九社、現在貨物船が二十二隻、貨客船が十隻で主として運営されておりました。このほかに、臨時船あるいは大口ロットのものについては、さらに不定期の船を配船するといったような基本的な輸送体制がとられておりましたが、さらに鹿児島積み荷物のつきましては、この同盟と鹿児島の内航海運組合とが話し合ひをして量をきめるといふやり方できております。当初千五百トンでございしましたが、昨年の七月からは三千トンにふやし、さらに毎年これは改定するという考え方で話し合ひが行なわれておりました。ことしの協定が切れます六月末までは、さらに、先生おっしゃいました四万六千トンぐらいの現在実績あると思ひますが、一割程度のは当然鹿児島組合の船が運ぶという考え方で話し進むと思ひますので、ほぼ五千トンぐらいには、この七月の改定期までには話がつくものというふうな考へております。

○柴立芳文君 経緯につきましては承知をいたしました。ただ、復帰当時の海運界の混乱を防ぐためという同盟ができています。まあ悪く言えばカルテルですよ。だから、そのほかの船が、あの当時——復帰当時は、鹿児島から一万三千トン程度しかなかったんですよ。そのときに千五百トン積

ませるから、お前のほうにも積ませるから黙つてけといふふうなことでしょう。それは基本的な考え方に関係がないかといふことをばくは聞いておるんだけれども、課長さんのほうではなかなかむずかしからうと思ひます。また機会を見て申し上げますが、それが四万トン以上になつておるわけですよ。そして、その九社のうちには二社だけは、琉球の船と、それから——琉球海運と大島運輸が入つておるんです。そうしますと、現実におきましては大島運輸だけを対象にするのかという批判が出るわけですよ。みな鉄鋼船を持ってるんですから、航海の自由はあるわけですよ。つまり、荷物を積ませないということ、これは海運業界、まあ特殊な業界かもしれないが、私は多少これは根本的にメスを入れる時代ではないかと見ておるわけです。だから、それはしかし、鹿児島にある鉄鋼船の海運組合の所属のものがまあこれぐらい積ましてもらえればよいというふうなことでもないわけですよ。私は、だから、その辺を基本的に御検討願ひたいということをお望み申し上げておきたい。それだけで次に進みたいと思ひます。

次は、建設省、おいでいただいておりますか。建設省の道路局にお願いを——これはお願いですが、沖縄が復帰しましたすぐ国道ができたわけですよ。御承知のところですね。約二百六十二キロですが、国道が追加指定されました。そのうち二百三十八キロが国の直轄管理ということ、おめでたいことです。そこで私がお願いいたしますのは、もう三十年になんなんとしておるんですけれども、地方主要道がそのままでございまして、このことについては陳情その他もございしましたが、本来——はあなたのほうでもお答えになつてゐるんですね、何とかして機会があれば国道にしたいというところも承知をいたしております。そこで、せっかく新しい観点に立つて、ここで奄美大島のいろいろな関係を考へてみますときに、いまの主要地方道ですか、これを瀬戸内—赤木名線、延長九十一キロ、この線を国道にしたらう時期を、実は二十年たつて新しくやろうとしているんだから、

あなたのほうもその意思があると見ておる。そこでとしじゅうに——沖縄の復帰当時からやられたわけですが、このことはとしじゅうに特別な昇格として認めるわけにいかないかということをお聞きしたい。

○説明員(浅井新一郎君) お答えいたします。

実は国道昇格の問題は、昭和四十五年に全国的に一致しておりました。その後、先生のお話のように、沖縄の復帰に伴って二百七十五キロ追加になりました。現在まあ三万三千キロばかりの国道を持っておるわけですが、国道昇格はいままでのペースだと七年に一べんぐらいのペースで大体やっておりまして、これも前回の昇格以後、直後から、全国的にほぼつぼつぼつ要望が出ておるような状況でございまして、現在かなりな数に達しておるわけでございます。そういうことで、やっぱり国道昇格を考えると、全国的ないろいろな基準を設けて、その基準に合うものから一応拾っていくという形でまとめやっておるのが実状でございます。この奄美の問題につきましても、次の国道昇格の機会に十分検討したいというふうに考えておりまして、これだけ別途取り扱うというふうにはちょっと考えておりません。

○柴立芳文君 あかね、通常なら考えておられないという——そうなんです。だけれども、せっかく新しい法律をつくって、あなたのほうでも、そういうまあ一般論、国内的なものとしてある時期に来たという意向なんだけれども、実はこれは審議会があるだろうと思うのですけれども、そういう審議会の方々に、記念として、どうせやることならば早くやってもらうことが、住民も喜ぶし、また九州地建も奄美のほうはやりたいたいわけですから、だからそれにこたえるわけにいかないかと言っているんだ。あなたの考え方は無理かな、そういうしたいというの。

○説明員(浅井新一郎君) 実はこの国道昇格の問題は、全国的に非常に強い要望が出ておりまして、まあ離島に関しても、ここに限らず、対馬と

か、そういうところの要望もございまして。そういうような関係で、非常に各地ともそういう次の機会をねらっているような状況もございまして、なかなか復帰という——復帰というか、記念という形で扱うのは、どうもいまの時点でなかなかむずかしいんじゃないかというふうに事務的には考えております。

○柴立芳文君 あかね、事務的にはそうでしょう。そこで問題は考え方なんです、一貫した。先ほど国鉄で運行を考えてほしいというふうなところと同じなんですけれども、沖縄は国道がいいからすぐできた。いわゆる海上国道というふうな考え方なんです。で、沖縄は国道は早くできた。うちのほうは、鹿児島県は早くできた。さっきのほうに準じてというところが出るのです。それは復帰当時から国道にしろいたったのだけれども、それは規模の問題いろいろあったでしょう。沖縄はすぐつくった、だから、沖縄に準じて光を当てたいといういまの次官や局長のお話からいきますとね。そういうふうなことに對しては、それはどうせあなたのほうで、どうですか、国道に昇格するのはと言われるなら別ですよ、私は。どうせやるとおっしゃっているのだから、もう衆議院のほうでも。だから、その時期を特に——まあ私のほうはさらに申し上げますと、海上国道という意味から、私のほうの熊本郡の種子島というところがあるのです。そこへ主要地方道がありまして、西之表—南種子線五十八キロあるのです。これは一市二町で、約五万人住んでおります。あの島には、だから、そういうこともありまして、さつき申し上げましたような奄美大島の本島の国道の昇格の場合に、種子島の主要地方道も昇格していただけないかという陳情が来ておるわけです。そういうこともあわせて、実は海上国道という一貫したものであり、そうして奄美は新しい前向きな姿でその振興開発事業を起すという初年度であるので、こういうふうなことをあなたのほうで提案されると、これは審議会の面々もそうだというふうになさっているのです。

よ。もうやるという意思があるかないかという問題でありまして、これはあなたのほうでいまそうやりまうと言わなければ、私はこの次の委員会のときに建設大臣にお聞きしなければいかぬと思うわけです。それでお願いしたいと思います。

それから、航空局の方、ちょっとお願いをいたします。

航空機の利用の増加はもう申し上げるまでもないわけですが、奄美への飛行機も、四十七年度で、おかげさまで三十五万人という数字が出ております。大量高速化の時代、沖縄へは三月の十日でしか、東京からエアバスですか、エアバスの直行便が行くということになって、一つの何か問題もありません。そういうふうなことで、非常に一体化されつつあるというところは、運輸省のおかげだと私は思っております。また、奄美につきましても、従来から非常によく整備していただいた感謝申し上げたいと思うのですが、いま奄美のほうは関西からY.S.の直行便が飛んでおりますね、御承知のとおり。そういう時代にこたえまして、ジェット機の導入というところが叫ばれて、運輸省におかれまして、それを承知されて進めてまいられたことも承知をいたしております。そこで、奄美空港が諸般の事情で停泊をされているのは残念です。私も航空局に對してたいへん残念だと言わざるを得ない。そこで、まあこのような事情の経過につきましても私も承知をいたしておりますが、せっかくの運輸省の航空局のこのような計画に對して、無にするわけにいきません。

そこで、この際提案申し上げたいのですけれども、船の場合は鹿児島、名瀬あるいは那覇というふうに、これは新幹線ですね。ところが航空機の場合は、そう奄美空港に固執する必要はないのではないかと私は思っております。だからここの予算で、徳之島空港を着陸帯の幅を九十メートルから百二十メートルにするとか、あるいは駐機場、護岸整備をするとかという予算が三億一千万つておるのです。そういうありがたい話ですが、これを拡大強化して、充実しまして、ジェット基地

化にしてみたい。というのは、徳之島はいわゆる海岸につくってあります、御承知だと思います。そこで、これは工事が非常にしやすいのです。工事が、拡大するにしても、それで用地問題をから起こっている問題もありませんので、この問題を、航空局としては徳之島をジェット基地にするというふうな考え方を進めるわけにはいきません。かというところをお尋ねいたします。

○説明員(浅井新一郎君) 先生いまお話しのとおり、空港の整備というものは、離島の遠隔性を解消するためにわれわれは絶対必要だと、これはシビルミニマムと申しますか、空港は都会においてはいろいろ問題を生じておられますけれども、離島においては、輸送力確保のため空港を整備するという方針でいままです。そこで、奄美の空港につきましても、われわれは第二次空港整備五カ年計画で奄美空港を上げまして、これをジェット化するよう計画をいたしました。現在でも、大阪からY.S.を直行便で奄美に飛ばしておりまして、ロードフラクターも非常に高うございまして。そういうことでございましてけれども、奄美には若干土地問題でございましておるということも事実でございます。

そこで、先生お話しのとおり、これをジェット基地とするようなことができないかどうか、あるいはそういう調査をしたかどうかというふうなお話かと思っておりますが、われわれはいたしましては、徳之島空港につきましても、千八百メートルございまして滑走路を一応千二百メートルに延ばしまして、現在Y.S.11を入れております。そこで徳之島空港のジェット基地化につきましては、地形の調査とか運航調査、そういうものを詳しく実施しなければわかりませんけれども、私がただいま聞いておりますところでは、大体ジェット機が定期便として就航する場合は、安全上の問題から、千八百メートル以上の滑走路を必要といたします。また、精密進入方式を可能としなければならぬということで、この徳之島空港の滑走路を千八百メートルまでは延長できましても、着

陸帯がはたしてとれるかどうか、あるいは着陸帯の幅が、物理的には可能と聞いておりますけれども、周辺に部落がございます。この点をどうするかというふうな、いろいろ慎重に検討しなければいけない問題が徳之島にはあるように伺っておりますので、直ちにここで、徳之島をジェット基地ということのお答えはできかねると思っておりますけれども、いずれにいたしましても、奄美空港あるいはこのような空港について、将来YSがなくなつた段階において、YS11にかわるローカル空港に適した航空機の開発も進めなければいけませんし、また、離島の空の足というものを確保するのはわれわれの使命と考えておりますので、この点は十分検討していきたいと思っております。

○柴立芳文君 いまおっしゃいましたとおりだと思ふのですけれども、私もしろうとですが、これは航空局は十分調査をしていただかなければならぬ問題です。ただ、奄美空港の場合が停滯をいたしておりますので、いま飛行場部長がおっしゃいましたように、鹿児島からジェット機を飛ばす、あるいは沖縄に行く、あるいは関西からのYSも多いのですから、おっしゃるとおり、どうせこれはもう将来機種も変わってまいりますから、だからどうせ将来はジェット基地にすべき性質のものだろうと思つてゐるのです。しかし、いまのままでは、奄美空港があつたことでございますので、県や地元にも責任がありますが、しかし、船と違って港じゃないのですから、空を自由に行くのだし、徳之島は五つの島のまん中というふうなことがありまして、その奄美空港と通色はないのじゃなからうかと、しろうとなりに考えておるわけですから、そういう議題として、ひとつ調査なりいろいろしていただくことを強く要望申し上げます。

それと、関西からのエアバスが沖縄に行くようになりまして、状況もありまして、関西からの観光客も三十五万人とたいしたものですから、そういう点も御考慮いただきたいと考えております。

最後に、農林省にお伺いをいたしたいと思ひますが、当委員会でも申し上げることが妥当かどうかそれは私もよくわかりませんが、しかし、四月にはてん菜の価格も決定しなければならぬ事態になつております。奄美の主要作物であるサトウキビ、これに非常に関連がありますから、基本的なものだけ聞いておきたいと思ひます。

サトウキビをめぐる情勢につきましては御承知のとおりで、ことしはゆる農林大臣の——価格も上げていただきましたし、また奨励費も出していただきました。私がいま考えますに、奨励費を出された理由が徐々にわかつてきたような気がいたします。これは非常に上がりました、流動的ですね。そこで、非常に上がった点と、現行の糖価安定のメカニズムといふことが、著しい狂いがあるように私は思つております。実は、このことについては、いま国際砂糖協定も破棄されておりますし、外糖相場といふことが不安定と申しますか、非常に高騰してゐる。ことしの二月には、ロンドン相場で二百七十四ポンドで、最高が、邦貨にして約十八万円。このピークを記録することになったわけでありまして、現在でも二百三、四十ポンドを上下いたしております。これは約十五万円といふことでございます。そこで、糖価安定法の問題なんですけれども、糖価安定法並びにこれによる、糖価何と言ふのですか、事業団、糖価安定事業団、皆さんが昨年の九月の二十日に出版された糖価安定事業団についてという報告書を私はまだ持つてゐるのです。その中からすると、おっしゃることは全部当たらないのです。な、も全部関税よりもはるかに上に行つてしまつたといふのが、現在の外糖の相場であります。それで、このことについては日本経済新聞でしたか、いつかこの問題について書かれておりました、まあ御承知だと思ひますが、そのとおりだと私は思つておるんですが、こういうふうな外糖に關してのメカニズムが全く効能を発揮していないと言へる事態になつておるんですが、これは糖安

法の十二条の中に「その他必要な措置を講ずる」といふことばがあるんですよ、法律を読んでいきますと。だからこれとの関連におきまして、いかなる現在に合わない外糖の相場を考へておられ、これをどういふふうにしたんだという農林省の大綱でもあります。

○説明員(永井和夫君) いま先生御指摘のようにな、外糖が非常に高騰を続けております。ちなみに、昭和四十六年には大体四十ポンドでロンドンの相場が推移してございました。四十七年、このころから上がり始めまして、四十七年が大体七十ポンド、四十八年は、大体九月までが九十ポンド台でございました。いまお話しのように、九月の国際砂糖協定の会議が不調に終わったということから、それを契機に上がり出しまして、十月、十一月が百ポンド、十二月月末におきましては大体百四十ポンドで終わったのでございます。本年一月の後半から急激な上昇を示してまいりました。二月二十二日には、先生御指摘のように、二百七十四ポンドをピークにいたしまして、その後大幅な下落とまた大幅な上昇の乱高下を繰り返して、昨日のところ、二百三十八ポンドというふうな状態になつておるところでございます。こういうふうな、砂糖が国際的な相場商品であるといふことから、これを国内にその上昇、下落を持ち込まないという意味合いにおきまして、先生御指摘の糖価安定制度をつくつておまして、過去におきましてそういうふうな変動がありつても、糖価安定事業団の瞬間タツチによる売買操作を続けまして、何とかこの一月までは、砂糖の価格を水ぎわで一定になるように食いとめてまいつたわけでございます。一時、安いときに備蓄してまいりました糖価安定資金、二百六十億あったわけでございますけれども、この二月上旬に十億台に落ち込んで、もう一週間ともたないというふうな情勢に相なりまして、一応売買を停止するのやむなきに至りました。かわりまして、関税の減免措置を三月十六日から実施して今日に至つておるわけでございます。この関税も、国内産糖の保護の

意味合いもございまして、相当高率な関税と従来私ども思つておつたわけでございますが、国際糖価の異常な上昇によりまして、実はそれがオーバーフローしておるというふうな状況でございます。

こういうふうな状態の中で、今後糖価安定をどういふふうにはかつていくかというこの御趣旨だと存じますが、現在、私どもが従来の国際相場の通常の変動といふことをもつて予測いたしました安定価格帯といふものが、大体上のほうが八十二、三ポンド、それから下のほうが四十ポンドという程度の間に大体国際相場が動くのではないかと、いふことで現在の糖価安定を仕組んでおるのでございます。現在のうちに二百ポンドをこえる、高いほうと想定したものよりも三倍以上の高値が続くといふことになりまして、これは非常に機能しにくくなるというのが現状でございます。

そこで問題は、現在のようないふ情勢のもとにおきまして、国際糖価水準をどのように今後落ちつくるものかといふふうに見込むかといふことにかつてくるかと思つてございまして、ただ、現在の国際相場は非常に高い水準が出ておりますが、これらの理由を考へてみますと、一つには需給の問題もございまして、本年のドイツのリヒト社といふ最も權威のある社の推定によりまして、本年は四年ぶりに需給関係は良好に向かうという予想を出しております。需給関係からくる場合においては、これだけの高騰といふものは、実は具体的に考へにくい状況が一つございまして、それに加えて、アメリカが国内の物価対策の観点から、従来砂糖法で割り当てておりました割り当てワケを大幅に拡大して、自由市場からの買付けを行なう。あるいは英連邦特許の問題がある。さらにこの二月になつてからの上昇は、アラブ各国が非常に高い金で砂糖を買ひあさつていふというふうな状況が加わりまして、非常に投機的な要因が強いのではないかと、いふふうにおきましては、そういう現物相場のほかに先物の定

期がございますけれども、通常の場合には、現物から金利、倉敷等を考えますと、定期のほうが若干先高になるのが通常の商品相場でございます。現在、砂糖に関しては現物が異常に高く、それから期近のものが高く、先へいくほど低くなりまして、十月渡しのものと現物とでは、百ポンド近い差があるというような現状になっております。

したがって、非常に今後の糖価水準の見通しはむずかしいとございますけれども、私どももいたしましては、早くこの水準を見きわめて、現在機能を麻痺しておる糖価安定制度を早く正常に復帰させるようにしたい。その場合に、糖価安定制度の関税の減免その他の措置というものについてどういふふうに考えるかということにつきましては、これは種々財政上の問題等もございまして、あるいはその水準の見通しと国内の物価対策との関連もございまして、なおこれを見きわめつつ、それとあわせて考えていきたいと思っておりますが、やはり基本的には、従来のような、農産物全般に通じまして、外国の産品は非常に安く、何でもそれを必要だけ買えばいいじゃないかというだけでは今後は済まないのじゃないかという基本点は、今後の政策の上に重要な問題ではないかというふうに考えておるわけでございします。

○柴立芳文君 私も国際相場をどういふふうに見るかということによって考え方がきまると思うのです。ただ、これは農林省のいろんな国際インフレといえますが、国際相場の上がりをどういふふうに見ておられるかという問題もありません、オイルダラーの買い占めということもい言われませんでした。しかし、実際言いますと、石油だって足らないわけじゃないでしょう。四十七年度から二億七千万キロリッターぐらいを三カ年は同じぐらに入ってくる。しかし、四十七年度で一パーレル二ドル五十セントした原油が、こしは、四十九年度は、大体通産省は九ドルと言っているでしょう。そういうふうに、この石油にいたしまし

ても、産油国が開発途上国といいますが、未開発国……。この砂糖の場合も、日本みたいなところはないですね、世界に。いわゆる北海道でん菜糖をつくる、沖縄、奄美でサトウキビ、甘蔗糖をつくるというところはないんですよ。みんな甘蔗糖かてん菜糖か、こういう国ですね、御承知のとおり。キューバは甘蔗糖、そして北欧、そういうところではてん菜糖をつくっているでしょう。そうしますと、私は、これは私の見込みで間違うかもしれませんけれども、実際に見てみますと、いろんな飼料の問題等もありまして、畜産物の飼料等の問題もございまして、二倍は絶対する。昨年百ポンドしたのは二百ポンドはする、こういうふうには見込んでおるわけですが、実際、そうしますと、二百ポンドにいたしまして、もうどうすることもできない範疇外にあるわけでしょう、実際言いますと。いまの糖価安定法並びに糖価安定事業団が取り扱っている方法では、だから、実際言いますと、この問題は早急に一つの、こうなつた場合はこうするといふ形で農林省はお考え願う時期ではなからうかと、こういうふうには私は考えますので、参考までにひとつ聞いておいていただければけっこうです。

そこで、実際言いますと、国益の問題との関係になるんですけれども、そこで国産糖の問題との関係になるわけですが、自給率が四十五年度二六・一、四十六年度が一八・九、四十七年度が一九・九、二〇％を割っているんですね。それで外国から来る砂糖は高いんでございまして、いままで操作した機構は全然その範疇にありませんという時代でありますから、これは国産の砂糖を奨励するには国策としては国益に合致する、こういうふうには私は思っております。そういう面におきまして、あなたのはうで五十七年度までに自給率二六ないし二八％にする目標を立てておられることも承知をいたしております。しかし、これは反当九トンとか十トンというふうになっておるんですよ、内容は、そこで、これをやはりこしといたしてから考え方を転換をして、発想の転換をして、

いわゆるてん菜も沖縄と奄美の甘蔗糖も、初年度として大増産対策を立てることが国益に合致すると私は思っている。だから、そういうふうなことにいつてどう思っておりますか、お尋ねいたします。

○説明員(本宮義一君) サトウキビの生産をより増強するということの必要はかねてわれわれも非常に強く要望するところでございしますが、実際問題において、いま国内産糖は、てん菜糖の伸びで何とかさええられてきた、サトウキビは残念ながら生産の停滞という状況でございします。

それで、これからの対策といたしましては、いま御指摘のございましたように、自給率を二六％ないし二八％程度に、三割近くまでは何とか持つていきたいというところで今後努力してまいらるわけでございますが、現在の例をとりましても、鹿児島県のサトウキビ面積は一万三千ヘクタール程度でございしますが、これが若干は減少、停滞もございしますが、これが長期目標におきまして、これを一万五千ヘクタール程度鹿児島県でつめていただくというふうに計画を立てていただいておりますが、この一万五千ヘクタールが耕地面積に占めます率は約七五％でございします。といたしますと、鹿児島、奄美を含みます南西諸島のサトウキビ面積というのは相当大きい。この面積を維持することがいまの現状からいえば相当至難であるというように思っています。ですから、先ほどからも御指摘がございましたように、サトウキビ価格の上昇等もございまして、それから生産改善施設等のいわゆる労働力軽減のための機械、施設の導入等も最近普及を進めておりますので、こういった点と相ましまして、いま御指摘のございましたように、何といたしまして、やっぱり農家の方の生産意欲にこたえまするのは、やはり反当収量の増大並びに価格の上昇でございします。で、何とかこの反収をアップしていきたい。いま鹿児島県の反収は大体ヘクタール当たり六十トン台程度でございしますけれども、これを私どもとしては九十トン台ぐらいいは持つていきたい。そ

うすれば、鹿児島県におきますサトウキビ作農家も、いまより以上に安定した形においてサトウキビ生産ができるのではないかとというように、私どもは、そういったような技術的な可能性も十分あるというふうに考えております。

○柴立芳文君 いまおっしゃったとおりですよ。そこで、こし、いままでは停滞していましたが、六トンくらいですよ。それを八トンにする、九トンにするには、やっぱり所得がなければいけないですね、実際の話。そこで、やっぱりその所得政策です、問題は、だから、あなたのはうでは、鹿児島県やそういうものと相談して、今度計画が出てくるのです。振興開発の計画の中で計画を進めていかれるわけですよ。それで、私は、その初年度から申し上げているので、いままで停滞しておりましたのは、つくりましても四万二千やあるいは反当四万五千円しか収入がないというキビ作だから、やっぱりはうでつておくのです。だから、これで収入が上れば非常にそういう面が出てくる。行政面からいくと、いわゆる基盤整備をしつかりやってもらうとか、あるいは機械だとか合理化のためにいろんなことをやるんだというところになるんですよ。そこで、初年度だから申し上げているのです。それで、いままでの停滞は——いまの農林省の意欲では非常にいい意欲になっている。だから、これに——農民と農政というの、もう皆さん農林省だから御承知のとおりですよ。農民の心理というものは、やっぱりそういうチャンスをつかんでいくということに尽きるわけでありまして、つくれればつくつただけありますよというふうになるわけですね。それで、実際言いますと、これは私、試算をしてみただけですけれども、たとえ、いまの相場からいいますと、国益ということばで申し上げましたけれども、いまの外糖の相場平均は二百三十ポンドとしますと、その相場を日本の輸入価格に置きかえたと十五万二千二百六十円。しかし、これはまた運賃等が高くなりますと、先ほどから論及をいたしましたように経費がかかる。そこで、これをキビ

うすれば、鹿児島県におきますサトウキビ作農家も、いまより以上に安定した形においてサトウキビ生産ができるのではないかとというように、私どもは、そういったような技術的な可能性も十分あるというふうに考えております。

代金に換算いたしますと、私の計算では一万一千円近くになるんです、実際の話。そうしますと、ことし八千七百円の農林大臣告示価格、それに千三百円の奨励金を出されたことは先見の明があったと私は言わざるを得ない。これは御高配をいただいたわけですね。それで非常に意欲が出てきたわけですね。そこで、試算からいきますと、さらにいふことをしてあげても、外国のいまの高い粗糖を買った方がいいんだというのを認識してもらわなければいかぬわけですね。そういう面でも、ひとつ計画を立てていただき、増産計画を立てていただくことは私は要望するんですが、どうですか。

○説明員(永井和夫) 確かに計算上、現在の相場を引き直しますと非常に高いものになります。私も、私も内々そういうような計算をいたしまして、大体先生と同じような試算は持っておるわけですね。ただ、先ほど申し上げましたように、現在のロンドン相場の高さというものは、三日間と同じ値段が続いたことではない状態で、過去乱高下——一日に十五ポンド以上動いておりますから、私もといたしましては、海外がこういうような水準だから国内においても幾ら出せるはずだということではなくて、むしろ、従来どおらかといえ、砂糖につきましては、外国に安いのが幾らでもあるんだ、したがって、国内産業はどちらかといえ、国民全体から見れば、どちらかといえ、輸入のほうが利益に合致するので、国内産業はお荷物だというふうな観点がある一部にあるとするならば、そういうふうな考え方はむしろ今後誤りなんですね。むしろ甘味資源におきましても、国内資源を有効に活用しない限り、海外にすべてを依存するという状態においては、国民全体に対する甘味資源供給に不測の事態を生じさせると同時に、価格のいっつも非常に大きな混乱を招くという大きな教訓を得るわけですね。ですから、こういうようなものを背景にいたしまして、外国が幾らだから幾ら出せるという議論は、逆に、相場が下がれば下がるという議論

いう議論にも通じますので、そういう意味ではなく、安いといわれた砂糖でもこういうような状態が来るんだということを念頭に置きまして、国内産業の維持、保護というものを今後とも進めていきたいというふうに考えるわけですね。

○柴立芳文君 よくわかりました。

農林省では数々のいりんな国際的な問題がありますし、一番いま困っているのは飼料の問題でしよう。だから御承知のとおりですが、やはり少し農政というものを思い切ってやっていたらいいという方向で転換をしていただきたと私は思うんです。そうしないと、いつまでも外国に振り回されて、自給率を高めるというふうなことにいって——節約はしてもらいが、砂糖もだんだん消費がふえておりますからね。だから、そういう総需要抑制というところもありますけれども、しかし、砂糖というものは必需品ですから、これについては自給率を高めたいという方向の計画を今度の新しい振興開発計画の中に織り込んでほしいというところで、そのためにいりんな施策を行政的に考えてほしいということを申し上げておきたい。

だいたい時間がたちましたので、最後に、先ほど政務次官からも局長からも、沖縄振興開発法に準じて進めたいというふうなことでございます。そういう前提に立つならば、いわゆる大島つむぎの伝統産業とか、これは非常に韓国の問題がございまして、自治省でもよく関心を持っていたと思いますが、格段のひと手厚い保護、育成をしてもいいなと、所期の目的は達せられないということが基礎であります。その上に、新しい産業と申ししますか、観光の問題、それから水産業の振興の問題、それから公害を伴わない工業誘致の問題、そういう問題を積極果敢に、ひとつ県と国と地元と一体となって計画を立てていただいて、行政に反映していただきたいというふうなことをお願いを申し上げます。

さらに、奄美群島振興開発基金の問題につきましても、私は、先ほど沖縄の特別委員会に参りま

して、実は提案理由の説明をお聞きしました。たいへん膨大な基金も出ておるわけですね。そういうふうなことでございまして、奄美が日陰にならないためにはそういう金融の拡大が非常に必要でございますことを申し添えまして、善処していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長(久保田藤吉) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十一」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先だつて」を「自治省令で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で自治省令で定める額」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「二四八」を「二七二」に、「二二九」を「二四五」に、「一九一」を「二二三」に、「二六五」を「二四八」に、「二四〇」を「二五六」に、「二二七」

を「三一三」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇二」に、「二〇〇」を「二三三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という)第三十三条第一項及び別表の規定は、この法律の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日以前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 新法附則第六条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に關して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に關しては、なお従前の例による。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「百貨店」の下に「これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。」、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。))を加え、同条に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の

行うべき防火管理に必要業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認められる場合には、同項の権限を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第八条の二第一項中「こえる」を「超える」に、「ものをいう」次条において同じを「ものをいう。以下同じ」に、「前条第一項に規定する」を「これらの防火対象物について、」に、「事項のうち」を「事項で」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。
製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。
製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、自治大臣）

第十一条第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は自治大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

自治大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、自治大臣に対し、意見を申し出ることができる。

関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は自治大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十一条に次の一項を加える。

市町村長等は、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所について第一項の規定による許可（同項後段の規定による許可で自治省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

第十一条の二に次の一項を加える。

前条第七項の規定は、同項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所につき前項の届出があつた場合について準用する。

第十二条の二第二号中「第十一条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第十四条の三の規定に違反したとき。

第十二条の三を第十二条の六とし、第十二条の二の次に次の三項を加える。

第十二条の三 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第十二条の四 関係市町村長は、第十一条第一項第四号の規定による都道府県知事又は自治大臣（以下この条において「知事等」という。）の許可に係る移送取扱所の設置若しくは維持又は当

該移送取扱所における危険物の取扱いに関し災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該知事等に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

知事等は、前項の要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果が必要であると認めるときは、第十一条の三、第十二条第二項又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

知事等は、前項の措置を講じたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

第十二条の五 政令で定める移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該取扱所について危険物の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつた場合において講ずべき応急の措置について、あらかじめ、関係市町村長と協議しておかなければならない。

第十四条の二第二項中「予防するため、」の下に「自治省令で定める事項について」を加える。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 政令で定める移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該移送取扱所について、自治省令で定める時期ごとに、市町村長等の行う保安に関する検査を受けなければならない。

第三章中第十六条の七を第十六条の九とする。

第十六条の六中「又は廃止」を「若しくは廃止」に、「あらたに」を「新たに」に、「又は消防本部」を「若しくは消防本部」に改め、「市町村の区域」の下に「又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における当該廃置分合若しくは境界変更に係る市町村の区域」を加え、「第十二条の二、第十二条の三」を「第十二条の二から第十二条の四まで、第十二条の六」に改め、「第十四条の二第一項及び第三項」の下に「第十四条の三」を加え、同条を第十六条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の八 自治大臣は、政令で定めるところにより、この章に規定する権限の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とする。

第十六条の三中「第十一条第三項ただし書」を「第十一条第五項ただし書」に、「又は危険物の取扱作業の保安に関する講習」を「危険物の取扱作業の保安に関する講習又は移送取扱所の保安に関する検査」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

第十六条の三 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは、直ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難関係に通報しなければならない。

第十七条第一項中「飲食店の下に」、地下街、複合用途防火対象物」を加える。

第十七条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替等の工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第十七条の三第二項中「左の」を「次の」に改

め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合における当該特定防火対象物における消防用設備等

第十七条の三の次に次の二条を加える。

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第二項前段又は前条第一項前段に規定する場合）は、それぞれ第十七条の二第二項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）に従って設置しなければならない消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、自治省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、自治省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第十七条の四 同条同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第二項前段又は前条第一項前段に規定する場合）にあつては、それぞれ第十七条の二第二項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。）を「設備等技術基準」に、「当該技術上の基準」を「当該設備等技術基準」に改める。

第十七条の五 中「第十條第四項又は第十七條第一項の技術上の基準」を「第十條第四項の技術上の基準若しくは設備等技術基準」に改め、「（他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれるものに限る。）を削り、「行なつては」を「行つては」に改める。

第十七条の八の次に次の一条を加える。

第十七条の八の二 消防設備士は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

第十七条の九 中「消防設備士試験又は」を「消防設備士試験、」に改め、「再交付」の下に「又は消防用設備等の工事若しくは整備に関する講習」を加える。

第四十條第一項中「二十萬元」を「三十萬元」に改める。

第四十一條第一項及び第四十一條の二中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第四十二條第一項中「五萬元」を「十萬元」に改め、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第八條第四項の規定による命令に違反した者

第四十二條第一項第二号中「第十一條第三項」を「第十一條第五項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十二條の三の規定による命令又は処分違反した者

第四十二條第一項第六号中「又は取り扱つた者」を「若しくは取り扱つた者又は同条第三項の規定による命令に違反した者」に改める。

第四十三條第一項中「二萬元」を「五萬元」に改める。

第四十三條の二中「三萬元」を「五萬元」に改める。

第四十四條中「一萬元」を「三萬元」に改め、同条第二号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の五第一項」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十四條の三又は第十七條の三の二の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條第五号中「第十六條の四第二項」を「第十六條の五第二項」に改め、同条第六号中「第十一條の二」を「第十一條の二第一項」に改め、「第十三條第二項」の下に「第十七條の三の二」を加え、同条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 故なく消防署、第十六條の三第二項の規定により市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に同条第一項の事態の発生について虚偽の通報をした者

七の三 第十七條の三の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四條の二中「一萬元」を「三萬元」に改める。

第四十六條中「二萬元」を「五萬元」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八條に一項を加える改正規定、第十七條第一項の改正規定、第十七條の五の改正規定（（他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれるものに限る。）を削る部分に限る。）、第十七條の八の次に一條を加える改正規定及び第十七條の九の改正規定 昭和四十九年七月一日

二 第十七條の三の次に二條を加える改正規定 昭和五十年四月一日

三 第十七條の二第二項及び第十七條の三第二項の改正規定中百貨店、地下街及び複合用途防火対象物に係る消防用設備等に係る部分 昭和五十二年四月一日

四 第十七條の二第二項及び第十七條の三第二項の改正規定中前号に規定する防火対象物以外の防火対象物に係る消防用設備等に係る部分 昭和五十四年四月一日

2 改正前の消防法（以下「旧法」という。）の規定により、配管によつて危険物の移送の取扱いを行う取扱所のうち改正後の消防法（以下「新法」という。）第十一條第一項第四号に掲げる移送取扱所に該当するものについて市町村長がした許可その他の処分又は受理した届出は、新法の相当規定に基づいて都道府県知事又は自治大臣がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

3 旧法第十四條の二第一項の規定による認可を受けた予防規程は、新法第十四條の二第一項の規定による認可を受けた予防規程とみなす。

4 昭和五十二年四月一日（新法第十七條の二第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下この項において「特定防火対象物」という。）で百貨店、地下街及び複合用途防火対象物以外のものにあつては、昭和五十四年四月一日。以下「二部施行日」という。）において現に存する特定防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等で、一部施行日の前日において旧法第十七條の二第二項又は第十七條の三第一項の規定の適用を受けていたものについては、一部施行日以後、新法第十七條の二第二項又は第十七條の三第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間に限り、新法第十七條の四及び第十七條の五の規定の適用については、これらの規定中「設備等技術基準」とあるのは、「第十七條第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七條の二第二項前段又は第十七條の三第一項前段に規定する場合）にあつては、それぞれ第十七條の二第二項後段又は第十七條の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。」とする。

6 国及び地方公共団体は、附則第四項の規定により、一部施行日以後新法第十七條の二第一項

又は第十七条の三第一項の規定の適用を受けないこととなる消防用設備等に係る防火対象物の関係者が新法第十七条の規定による技術上の基準に適合させるために行う当該消防用設備等の設置に係る工事又は整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十九年度における昭和四十五年三月以

前の地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第二條の五 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前に退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金率の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額(仮定新法の給料年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)以下「昭和四十九年法律第 号」という。第二條の規定による改正後の新法第四十四條第二項又は昭和四十九年法律第 号第三條の規定による改正後の施行法第二條第一項第三十三号(以下「昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号」という。))の規定がその者の退職の日に行きわたつたものとならばその者の年金額の算定の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に従ひ、前各条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の給料年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の給料年額とみなされた額)に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該給料年額については、二百九十四万円)を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金率の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一條第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が退職年金を受ける最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの(以下「最短期間」という)に達しているもの 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに属する年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに属する年金 十六万八千六百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに属する年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千六百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 十六万八千六百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 十六万八千六百円

妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円

3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者(六十五歳未満の者に限る)が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前に退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

6 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前に退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

第十一條中「第七條」を「第九條」に改め、同條を第十三條とする。

第十條中「第八條」を「第十條」に改め、同條を第十二條とする。

第九條を第十一條とし、第八條を第十條とする。

第七條第二項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同條を第九條とする。

第六條の四第一項中「第六條第一項各号」を「第八條第一項各号」に改め、同條第二項中「第六條

第一項各号」に改め、同條第二項中「第六條

第一項各号」に改め、同條第二項中「第六條

第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の四とする。

第六條の三第一項及び第二項中「第六條第一項」を「第八條第一項」に、「第六條の二第一項」を「第八條の二第一項」に改め、同条第三項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の三とする。

第六條の二を第八條の二とし、第六條を第八條とし、第五條を第七條とする。

第四條の見出し中「昭和四十八年度における」の下に「昭和四十七年三月以前」を加え、同条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「以下「新法の規定による通算退職年金」という。」を加え、同条第三項中「第八十二條第五項」を「第八十二條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 施行法第百三十二條の三第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第四項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四條を第五條とし、同条の次に次の二條を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第五條の二 新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條

第二項又は施行法第二條第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定するものとした場合における通算退職年金の仮定給料の額より少ないときは、当該仮定給料)に一・一五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 新法第八十二條第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分(同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が同年十一月一日以後に生じたものについては、

その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第六條 新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求めた場合におけるその給料の額より少ないときは、当該給料)に一・一五三を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第百三十二條の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されるものにあつては、同年十一月分以後、同年十一月一日以後給付事由が生じたものにあつては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、それぞれ前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三條第三項中「前条第二項」を「第二條の四

第二項」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三條の二 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額(仮定新法の給料年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として、前条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の給料年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の給料年額とみなされた額)に一・一五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該給料年額については、二百九十四万円)を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二條の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合に

においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第四条 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該年金の額(その額につき年金の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二十三条第三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二十九条第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額(新法第四十四条第二項又は施行法第二十九条第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二十九条第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求めた場合におけるその給料年額より少ないときは、当該給料年額)に一・一五三を乗じて得た額(その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二十九条第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超えない場合は、これらの給料年額について

は、二百九十四万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二条の五第二項及び第三項の規定は、新法の規定による退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているもののうち昭和四十八年四月一日以後の退職に係る年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るもの及び施行法第三十二條の二第一項第三号に規定する沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十條中「第五條の五」を「第九條」に改める。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五

退職の時期	率
昭和三十七年十一月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一九五

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一八八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一六三

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「三年間」を「二年間」に、「三十六」を「十二」に改める。
第七十八條第二項中「こゑる」を「超える」に、「及び附則第二十二條第二項」を「並びに附則第二十二條第二項及び第三項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七十八條の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千元を加えた金額)
二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第七十八條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十條第四項、第八十四条第一項、第八十五條第一項、第八十七條の三、第九十條第七項、第九十三條の四第二項及び第九十九條第一項において同じ。)で、その後再び組合員となつたものに退職年金を支

給する場合には、第七十八條第一項の退職年金の額は、同条第二項又は前条の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から再び組合員となつた日の属する月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月を超えるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

第八十條第一項後段を削り、同条第二項中「前項後段」を「前二項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「こゑる」を「超える」に、「第七十八條第二項ただし書(給料年額)」を「第七十八條第二項ただし書(給料年額)」に、「第七十八條第二項ただし書(第七十八條の二第二項において準用する場合を含むものとし、給料年額)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。)に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて、改定額とする。

3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が、第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条の二第一項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第七十八条の二第二項において準用する第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額にする。）に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第八十一条第三項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八条の二の規定又は同条及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、「前条第一項後段及び第二項」を「前条第二項及び第四項」に改め、同

条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条の二第一項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八条の二第二項において準用する第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基準となつた給料年額に対する割合を再退職に係る給料年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第八十一条に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第八十二条第四項中「こゝる」を「超える」に改め、「割合」の下に「その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を

「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合において、その額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第八十四条第四項中「第八十二条第五項」を「第八十二条第六項」に改める。

第八十七条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第八十七條の二 前条第一項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五（別表第四の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第九十条第五項において同じ。）に相当する額に、給料年額の百分の十（同欄の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）に相当する額を加えた額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千円を加えた額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、同条第一項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合二十四万円に給料年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十七條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合に、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

第八十八条第六項中「第七十八条第三項、前条第三項及び第九十三条第三項」を「第七十八条の三、前条及び第九十三条の四第二項」に、「第七十八条第三項第一号」を「第七十八条の三第一号」に、「同項第一号」を「同条第二号」に改める。

第八十九条第一項中「前三条」を「同条から前条まで」に改め、同条第二項第二号中「第八十七条第二項」の下に「又は第八十七條の二第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第八十七條第三項」を「第八十七條の三」に、「行ない」を「行い」に、「行なり」を「行う」に改める。

第九十條第四項中「改定廢疾年金の基礎となる廢疾の程度が改定前の廢疾年金の基礎となつた廢疾の程度より低い場合には、改定前の廢疾年金の基礎となつた廢疾の程度が改定廢疾年金の基礎となる廢疾の程度に相當する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廢疾年金の額について第八十七條第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ」を「その額が、第八十七條の二第二項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廢疾年金の額であるときは、第八十七條第一項本文の規定又は同項本文及び第八十七條の三の規定により算定するものとした場合の廢疾年金の額」に改め、同條第六項中「前二項」を「前三項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項ただし書（給料年額）」を「第八十七條第一項ただし書（同條第二項後段、第八十七條の二第二項後段及び同條第二項後段において準用する場合を含むものとし、給料年額）」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同條第六項とする。

前後の組合員期間を合算した期間の年数が、年を超え二十年以下である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちにいずれが多い額。

イ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条の二第二項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満

であるときは、十年を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七條第二項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七條の第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七條の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七條の二第二項第二号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき、当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額

に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

第九十条第四項の次に次の一項を加える。

前三項の規定により廢疾年金の額を改定したた場合において、当該廢疾年金が公務による廢疾年金であるときのその改定額が、改定前の廢疾年金の額（その額が、第八十七條第一項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廢疾年金の額であるときは、第八十七條の三の第一項前段の規定又は同項前段及び第八十七條の三の規定により算定するものとした場合の額の三の七十五に相當する額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。）

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の廢疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、

一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第九十条に次の一項を加える。

第二項から前項までの場合における改定前の廃疾年金の額は、改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七条の二第二項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、これらの規定を適用しないとした場合の額とする。

第九十一条に次の一項を加える。

公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。

第九十一条の第二項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の廃疾に関し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつた者に係るもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九十三条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金」の額」を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額（その額が、第七十八条の二の規定又は同条及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額で十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条第二項の規定又は同項及

第七十八条の三の規定により算定するものとし、
た場合の退職年金の額」に改め、同項第三号中
「超える」を「超える」に改め、同条第二項及び
第三項を削り、同条の次に次の三項を加える。
第九十三条の二 前条各号の規定により算定した
遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号の規定により算定した額より少
いときは、その額を遺族年金の額とする。

一 前条第一号に掲げる場合 二十四万円に給
料年額の百分の二十に相当する額を加えた金
額（以下この号、第三号及び第四号において
「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二
十年を超えるときは、二十年を超え三十年に
達するまでの期間についてはその超える年数
一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当
する額を、三十年を超え五十年に達するまで
の超える年数（当該年数が十年を超えるとき
は、十年）一年につき給料年額の百分の二に
相当する額を加えた金額）

二 前条第二号に掲げる場合 同号に規定する
者が受ける権利を有していた退職年金の額
（その額が、第七十八条第二項の規定又は同
項及び第七十八条の三の規定により算定した
退職年金の額であるときは、第七十八条の二
の規定又は同条及び第七十八条の三の規定に
より算定するものとした場合の退職年金の
額）の百分の五十に相当する金額

三 前条第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額
の百分の二十五に相当する金額（組合員期間
が十年を超えるときは、その超える年数一年
につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当
する額を加えた金額）

四 前条第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額
の百分の二十五に相当する金額

第九十三条の三 前二条の場合において、遺族年
金を受ける者が次の各号に該当するときは、前
二条の規定により算定した金額に当該各号に掲
げる額を加えた額を当該遺族年金の額とする。
一 当該遺族年金を受ける者が妻である配偶者

であり、かつ、遺族である子がいる場合、そ
の子一人につき四千八百円（そのうち二人ま
では、一人につき九千六百円）
二 当該遺族年金を受ける者が子であり、か
つ、二人以上いる場合、その子のうち一人を
除いた子一人につき四千八百円（そのうち二
人までは、一人につき九千六百円）

2 前項各号の場合において、同項各号に規定す
る子が第九十六各号の一に該当するに至つた
ときは、その子は、同項各号に規定する子に該
当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改
定する。

3 第一項第一号の場合において、同号に規定す
る妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取
得した当時胎児であつた子が出生したときは、
その出生した子は、同号に規定する子に該当す
るものとみなし、当該遺族年金の額を改定す
る。

第九十三条の四 第九十三条の規定による遺族年
金の額が二十五万四千四百円に満たないとき
は、これを二十五万四千四百円とし、同条第一
号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分
の七十に相当する金額を超えるときは、当該金
額とする。

2 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一
時金の支給を受けた者である場合には、その者
の遺族に支給する遺族年金の額は、前三条及び
前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金
額とする。

一 第九十三条第一号に規定する者 前三条及
び前項の規定により算定した遺族年金の額か
らその者に係る第七十八条の三各号に掲げる
金額を控除した金額

二 第九十三条第二号に規定する者 前三条の
規定により算定した遺族年金の額（その額が
二十五万四千四百円からその者に係る第七十
八条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相
当する金額を控除した金額に満たないとき
は、当該金額）

三 第九十三条第三号又は第四号に規定する
者 前三条及び前項の規定により算定した遺
族年金の額からその者に係る第七十八条の三
各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金
額を控除した金額

第九十七条中「第九十三条第一項第一号」を「第
九十三条第一号」に改め、同条に次の一項を加
える。

2 公務員に因る死亡に因る遺族年金のう
ち、同一の事由に因り、地方公務員災害補償法
の規定による通勤災害に因る遺族補償年金又は
これに相当する給付が支給されることとなつた
者に係るものの額は、その額が、当該公務員に
よらない死亡が公務員に因るものであると
したならば当該死亡について支給されるべき第
九十三条第一号の規定による遺族年金の額を超
えるときは、当該遺族年金の額に相当する額と
する。

第九十三条第三項中「及び第三項」を「及び第七
十八条の三」に、「同条第二項ただし書」を「第七
十八条第二項ただし書」に、「同条第三項第一号
中」を「第七十八条の三中」「第七十八条第一項
とあるのは」「第七十八条第一項」と、「同条第二
項とあるのは」「同条第二項」と、「に改
め、同項第二号中」を削り、同条第四項を次の
ように改める。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一
項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団
体の長であつた期間」と、同条第二項中「第七
十八条第二項ただし書」とあるのは「第七十八
条第二項ただし書」と、同条第三項中「第七十八
条第二項の規定により読み替えられた第七十八
条第二項ただし書」と、「組合員期間」とあるのは
「地方公共団体の長であつた期間」と、「給料年
額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地
方公共団体の長の給料年額」と、同条第四項中
「算定の基礎となつた給料年額」とあるのは「算
定の基礎となつた第百二条第二項に規定する地
方公共団体の長の給料年額」と、「第七十八条の
三第一号又は第二号」とあるのは「第百二条第
三項の規定により読み替えられた第七十八条第
三項ただし書」として、これらの規定を適用し、同条第三
項の規定は、適用しない。

第九十三条中「第七十八条」を「第七十八条第一
項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「同条第四項及び第五項の規
定を適用する」を「同項の規定を適用し、同条第
五項の規定は、適用しない」に改め、同条第二
項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め
る。

第九十三条第一項を次のように改める。
地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金
の額については、第八十七條第一項中「給料年額」
とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共
団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは
「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」
とあるのは「十二年」と、同条第二項中「給
料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する
地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」
とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、
「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」
とあるのは「百分の二・五」と、第九十條第二
項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共
団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合
員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた
期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、
「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定す
る地方公共団体の長の給料年額」と、同条第六項
第二号中「二十年以下である場合」とあるのは
「二十年以下である場合（地方公共団体の長であつ
た期間が十二年以上である場合を除く。）」と、「次
のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ
又はロに掲げる額のうちいずれか多い額」とある
のは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四
号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の
長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二

三項の規定により読み替えられた第七十八条の
三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項
ただし書」とあるのは「第百二条第三項の規定
により読み替えられた第七十八条第二項ただし
書」として、これらの規定を適用し、同条第三
項の規定は、適用しない。

第九十三条中「第七十八条」を「第七十八条第一
項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「同条第四項及び第五項の規
定を適用する」を「同項の規定を適用し、同条第
五項の規定は、適用しない」に改め、同条第二
項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め
る。

第九十三条第一項を次のように改める。
地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金
の額については、第八十七條第一項中「給料年額」
とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共
団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは
「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」
とあるのは「十二年」と、同条第二項中「給
料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する
地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」
とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、
「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」
とあるのは「百分の二・五」と、第九十條第二
項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共
団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合
員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた
期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、
「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定す
る地方公共団体の長の給料年額」と、同条第六項
第二号中「二十年以下である場合」とあるのは
「二十年以下である場合（地方公共団体の長であつ
た期間が十二年以上である場合を除く。）」と、「次
のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ
又はロに掲げる額のうちいずれか多い額」とある
のは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四
号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の
長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二

三項の規定により読み替えられた第七十八条の
三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項
ただし書」とあるのは「第百二条第三項の規定
により読み替えられた第七十八条第二項ただし
書」として、これらの規定を適用し、同条第三
項の規定は、適用しない。

第九十三条中「第七十八条」を「第七十八条第一
項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「同条第四項及び第五項の規
定を適用する」を「同項の規定を適用し、同条第
五項の規定は、適用しない」に改め、同条第二
項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め
る。

第九十三条第一項を次のように改める。
地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金
の額については、第八十七條第一項中「給料年額」
とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共
団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは
「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」
とあるのは「十二年」と、同条第二項中「給
料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する
地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」
とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、
「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」
とあるのは「百分の二・五」と、第九十條第二
項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共
団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合
員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた
期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、
「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定す
る地方公共団体の長の給料年額」と、同条第六項
第二号中「二十年以下である場合」とあるのは
「二十年以下である場合（地方公共団体の長であつ
た期間が十二年以上である場合を除く。）」と、「次
のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ
又はロに掲げる額のうちいずれか多い額」とある
のは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四
号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の
長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二

三項の規定により読み替えられた第七十八条の
三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項
ただし書」とあるのは「第百二条第三項の規定
により読み替えられた第七十八条第二項ただし
書」として、これらの規定を適用し、同条第三
項の規定は、適用しない。

第三條の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年法律第

号」という)の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第七条第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

2 組合会の議員の選挙については、昭和四十九年法律第 号の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「組合員が組合員のうち」とあるのは、「組合員又は組合員又は組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」とし、同条第三項中「それぞれのうち」とあるのは、「市町村長及び市町村長以外の組合員又は市町村長以外の組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」として、これらの規定を適用する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。
(長期給付の給付額の算定の基礎となる給料の特例)

第十四条の二 第四十四条第二項又は第二百条に規定する掛金の標準となつた給料（国の職員にあつては、俸給。以下この条において同じ。）は、地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する掛金の標準となつた給料に政令で定める額を加えた額とすることができらる。

附則第二十條第四項を削り、同條第三項中「及び第三項を」及び第七十八條の三に、「同條第二項ただし書」を「第七十八條第二項ただし書」に「同條第三項第一号中」を「第七十八條の三中」とあるのは「附則第二十條第三項又は前條」とあるのは「附則第二十條第

二項又は第三項」と、「に改め、同項第二号中」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

警察職員であつた期間が十五年の者 二十
四万円に警察職員の給料年額の百分の二十に
相当する額を加えた額（次号及び第三号にお
いて「警察職員の退職年金基礎額」という。）

の百分の八十七・五に相当する金額

二 警察職員であつた期間が十五年を超え二十

五年以下の者 警察職員であつた期間が十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

三 警察職員であつた期間が二十五年を超え三十年以下の者 警察職員であつた期間が二十

五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

四 警察職員であつた期間が三十年を超える者
警察職員であつた期間が三十年であるものと

して前号の規定により求めた金額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき警察職員の給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額附則第二十條に次の一項を加える。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の退職年金を受ける者につき第八十条の

規定を適用する場合における当該規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第二十一条中「第七十八条」を「第七十八条第一項一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百」に改める。

附則第二十二條を次のように改める。

第二十二條 附則第二十条第一項の退職年金に基

づく減額退職年金を受ける権利を有する者で第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項の規定によりその年金の支給が停止されているものにつき第八十一条第四項から第六項までの規定（同条第四項及び第五項において準用する第八十条第二項及び第三項の規定を含む。）を適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第二十三条中「附則第二十条」を「附則第二十条第一項」に改める。

附則第二十四条第一項を次のように改める。

警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七条

第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第三項に規定する警察職員の給料年額（以下この条、次条及び第九十一条の二において「給料年額」という。）」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」

とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年を超え二十年に

達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。」と、同条第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつ

た期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・

五（二十五年を超え三十年に達するまでの期間）については、百分の一」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職

員であつた期間」と、「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」と、「一万二千元」とある

のは「一万二千元（十五年を超え三十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、六千元）」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（十五年

を超え二十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、

給料年額の百分の〇・五に相当する金額）に給

料年額の百分の五を加えた金額」と、同条第
項中「前条第二項」とあるのは「附則第二十四
条第一項の規定により読み替えられた前条第二
項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員で
あつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五
年」と、「三十年」とあるのは「三十五年」と、
「超える年数（当該年数が十年を超えるときは、
十年）」とあるのは「超え三十年に達するまでの
年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五
に相当する額を、三十年を超える年数（当該年
数が十年を超えるときは、十年）」と、第九十
一条の二第一項中「組合員期間」とあるのは
「警察職員であつた期間」として、これらの規

附則第二十四条に次の一項を加える。

年金を受ける権利を有する者につき第九十条の規定を適用する場合における当該規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第二十五条第一項を次のように改める。

警察職員であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、

第九十三條第一号中「給料年額」とあるのは附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年

額（以下第九十三条の四までにおいて「給料年額」という。）と、「組合員期間が二十年」とあ

るのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)」

と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、

「第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三の規定」と、「第

七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第二項

及び同条第四項の規定により読み替えられた第

控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間（以下この項において「共済控除期間等の期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十二條第一項中「前条第一項の規定」を「第十一條第一項の規定」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「前条第一項第一号」を「第十一條第一項第二号」に改め、「第八項まで」の下に、「第十項及び第十一項」を加え、同条第二項中「前条第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる者に対する前条の規定により算定した退職年金の額は、その額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した額とする。

第十三條第一項中「前二条」を「前三条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

第十四條第一項中「及び第十二条」を「から第十二条まで」に、「行なつた」を「行つた」に、「加えた額を前三条の」を「加えた額を第十一條から前条までの規定による」に、「前三条の規定により」を「これらの規定により」に、「退職料等の額を前三条の」を「退職料等の額をこれらの規定による」に改める。

第十七條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一条の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の

算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第十七條第三項中「第一項第一号に掲げる金額」を「第一項第一号又は第二号に掲げる金額」に改め、同条第五項中「第十一條第一項第五号の金額」の下に「（当該退職年金が第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合に於ては、同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第十一條第一項第五号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額）」を加える。

第十八條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一条の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第二号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第二十七條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条第七項中「こえる」を「超える」に、「前六項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 七十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前各項の規定の適用については、第一項第一号中退職年金条の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金条の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第二号中「共済

法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第四号中「共済法の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一・一と三百分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。

第十一條第十一項の規定は、新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第二十七條第七項の規定により読み替へて適用される同条第一項各号」と、「同項」とあるのは「同条第七項」と読み替へるものとする。

第二十八條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條、新法第八十七條の二」に改める。

第二十九條中「第八十七條」を「第八十七條から第八十七條の三まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十條第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七條の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第八十七條第一項ただし書（第八十七條の二第一項後段において準用する場合を含む。）」又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十

七年法律第五十三号）第二十九條前段」とする。

条から第八十七條の三まで」に改める。

第三十一條中「第六項」を「第八項」に改める。

第三十四條中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に改める。

第三十五條及び第三十六條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第三十八條の見出しを「（公務員等による死亡者に係る遺族年金の特例）」に改め、同条第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に、「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

8 第一項の場合において、遺族年金を受ける者が七十歳以上であるとき、又は七十歳未満の妻、子若しくは孫であるときは、同項の規定により加算する金額は、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる当該遺族年金を受ける者に係る組合員期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で二十年を超え、その年の超える期間、その年数一年につき退職年金条の給料年額の三百分の一

二 第七條第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超え、その年の超える期間、その年数一年につき共済法の給料年額の三百分の一

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が前項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

5 前二項の場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

地方行政委員会會議錄第五号

C

1

うに加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十条第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七條の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）とあるのは、「第八十七條第一項ただし書又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七十八條前段」とする。第八十一條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第八十二條第二項中「第四十二條」を「新法第九十三條の三及び第四十二條」に改める。

第八十三條第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八條第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは、「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第六十八條第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第五十七條第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第十一條又は第二十七條」とあるのは「第九十條」と、「第十一條第一項第一号の期間又は第二十七條第一項第一号の期間」とあるのは

「第九十條第一項第一号の期間」と読み替えるものとする。

第九十條第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給公務員である職員であつた更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、前項第一号の期間で十二年を超え、期間を有するときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額にその超える期間の年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三百分の一に相当する金額を加えた金額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超え、期間又は職務加算等の期間を有するときは、その者を第二項又は第四項において準用する第五十七條第五項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十條の次に次の一項を加える。

第九十條の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を警察職員の退職年金の額とする。

一 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九條第一項又は第二項の規定による退職年金 新法附則第二十條第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に警察職員であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項の規定による退職年金 同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額第九十二條中「前二條」を「前三條」に改める。

第九十三條第一項中「及び第九十一條」を「から第九十一條まで」に、「こえ」を「超え」に、

「加えた額を前三條の二」を「加えた額を第九十條から前条までの規定による」に、「前三條の規定により」を「これらの規定により」に、「普通恩給の額を前三條の二」を「普通恩給の額をこれらの規定による」に改める。

第九十五條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第九十條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第九十一條の規定により算定した退職年金の額に第九十條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

この場合において、同項中「第十一條第一項第五号の金額」とあるのは「第九十條第一項第二号の金額」と、「第十一條の二」とあるのは「第九十條の二」と、「第十二條第三項」とあるのは「第九十一條の規定によりその例による」と改め、同条第十一條第一項第一号の期間とあるのは「第九十條第一項第一号の期間」と読み替えるものとする。

第九十六條第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第九十七條の前の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条に次の三項を加える。

3 警察職員であつた期間が十五年を超える七十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百五十百分の一に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十百分の一と三分の一を加えた率を乗じ

て得た額に相当する金額」とする。

4 第五十七條第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「第十一條又は第二十七條」とあるのは「第九十七條」と、「第十一條第一項第一号の期間又は第二十七條第一項第一号の期間」とあるのは「同条第一項第一号の期間」と読み替えるものとする。

5 第九十條第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第六項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「第二項又は第四項において準用する第五十七條第五項」とあるのは「第九十七條第三項又は同条第四項において準用する第五十七條第五項」と読み替えるものとする。

第九十八條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條、新法第八十七條の二」に改める。

第九十九條中「第八十七條」を「第八十七條から第八十七條の三まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十條第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七條の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）とあるのは、「第八十七條第一項ただし書（第八十七條の二第一項後段において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十九條前段」とする。

第二百二條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第二百三條第二項を次のように改める。

2 新法第九十三條の三並びに第三十八條第三項から第五項まで、第四十二條並びに第五十七條第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用

を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは、「第一号」と、「当該各号」とあるのは、「同号」と、「第七条第一項第一号の期間で二十年」とあるのは、「第九十条第一項第一号の期間で二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは、「第百三十三条第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第百四十三条第一項中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八条第三項から第五項まで並びに第五十七条第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは、「第一号」と、「当該各号」とあるのは、「同号」と、「第七条第一項第一号の期間で二十年」とあるのは、「第九十条第一項第一号の期間で二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは、「第百四十二条第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第百四十一条第二項中「第九項」を「第九項から第十一項まで並びに第五十七条第五項及び第七項」に改める。

第百四十七条第一項を次のように改める。

消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける者について新法第八十一条第四項又は第五項の規定を適用する場合には、同条第四項中「算定の基準となつた給料年額」とあるのは「算定の基準となつた消防組合員の給料年額」と、同条第五項中「第七十八条第二項」とあるのは「第百四十一条第一項」とする。

第百四十八条中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三条第三号」に改める。

第百四十九条第二項を次のように改める。

2 新法第九十三条の三並びに第三十八条第三項から第五項まで、第四十二条並びに第五十七条第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは、「第一号」と、「当該各号」とあるのは、「同号」と、「第七条第一項第一号の期間」とあるのは「第百四十一条第一項第一号の期間」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第百四十九条第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第百三十一条第二項第二号中「及び当該」を「、当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本本府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後国の職員等となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び国の施行法第七條第一項第六号の期間」を「、国の施行法第七條第一項第六号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第百四十二条の三に次の三項を加える。

4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したもの又はその遺族（沖縄の共済法の規定による遺族をいう。次項において同じ。）について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖縄の共済法の規定の例により、これらの者に對し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。

5 前項の規定は、沖縄の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。

6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方法その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十三条の二の第二項中「第二百二条の二第四項」を「第二百二条の二第五項」に改める。

第百四十三条の二の三中「第九十三条第一項第二号」を「第九十三条第二号」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第百四十三条の三第一項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

3 団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、第一項の規定による退職年金の額は、同項の規定により算定した金額に、その超える期間の年数一年につき退職時の給料年額の三分の一に相当する金額を加えた金額とする。

4 新法第二百二条において準用する同法第七十八条第一項の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第百四十三条の三の次に次の一条を加える。

第百四十三条の三の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 団体共済組合員期間が二十年以下である団体共済更新組合員に対する退職年金 団体共済組合員期間が二十年であるものとして新法

第二百二条において準用する同法第七十八条の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体共済組合員期間の年数を乗じて得た額

二 団体共済組合員期間が二十年を超える団体共済更新組合員に対する退職年金 新法第二百二条において準用する同法第七十八条の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、団体共済組合員期間のうち、第百四十三条の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間（以下この項において「団体共済控除期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を団体共済組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に団体共済控除期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第百四十三条の四第一項中「前条」を「前二条」に、「こえる」を「超える」に、「同条の二」を「これらの規定による」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の二」を「これらの規定による」に改める。

第百四十三条の八中「第九十二条」を「第九十二条の二」に改める。

第百四十三条の十の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第二百二条において準用する新法第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第二項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条に次の二項を加える。

8 七十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する同法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三分の一とを加えた率を

乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分の一とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三分の一とを加えた率を乗じて得た額」とする。

4 第百四十三条の三第四項の規定は、新法第二百一十二条において準用する新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百四十三条の十第三項」と読み替えるものとする。

第百四十三条の十一中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第百四十三条の十二中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三条第三号」に改める。

第百四十三条の十三の見出しを「業務傷病による死亡者に係る遺族年金の特例」に改め、同条第一項中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十八條第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年」とあるのは「第百四十三条の二第一項第一号及び第二号の期間を合算して二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

第百四十三条の十四の見出しを「業務傷病によらない死亡者に係る遺族年金の特例」に改め、同条中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三条第二号又は第三号」に、「第百四十三条の三」を「第百四十三条の三又は第百四十三条の

三の二」に改め、同条に次の一項を加える。
2 新法第九十三条の三及び前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第百四十三条の十五中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号若しくは新法第九十三条の二第一号」に改める。
第百四十三条の十八中「第百四十三条の四」を「から第百四十三条の四まで」に改める。
第百四十三条の十九第三項中「第八十七條第三項」を「第八十七條の三」に、「同項」を同条に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に改め、「昭和三十七年法律第五十三号」を削り、「第七十八條第三項第二号」を「第七十八條の三第二号」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第百四十三条の十九の二 団体共済更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第百四十三条の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたものに対する第百四十三条の十八において準用する第百四十三條の三の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

別表第二中「一、一六七、八〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「七五七、八〇〇円」を「九三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

附 則
(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十一条の二第二項の改正規定、同法第九十七條に

一項を加える改正規定、同法第百四十四條の二第二項の改正規定、同法第百四十四條の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條の次に一條を加える改正規定、同法附則第三十四條に一項を加える改正規定、同法附則第三十八條の改正規定、同法附則第四十條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六條及び附則第十三條の規定 公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第八十二条第四項の改正規定及び附則第三條第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第百四十二条の三第四項から第六項まで及び附則第十條の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に関する経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百四十四條第二項及び第百四十五條の規定は、この法の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じた年金たる給付について、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料について適用し、同日の属する月以前の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料につき改正後の法第百四十四條第二項又は第百四十五條の規定により算定した給料の額が第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第百四十四條第二項又は第百四十五條の規定により算定した給料の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第百四十四條第二項の規定又は第百四十五條の規定により算定した給料とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金たる給付(同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日以前に退職した組合員に係るもの(次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。)を含む。)の算定の基礎となる給料については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、施行日以後三年以内に給付事由が生じた長期給付(施行日前退職に係る返還一時金等を除く。)の算定の基礎となる給料について準用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)
第三条 改正後の法第七十八條第二項、第七十八條の二、第七十八條の三、第八十條、第八十一条第三項から第六項まで、第八十七條から第八十七條の三まで、第八十八條第六項、第八十九條、第九十條第四項から第八項まで及び第九十三條から第九十三條の四まで(これらの規定を同法第二百一十二条において準用する場合を含む。)、第百七條第一項、第百二十二條の二第四項、附則第二十四條第三項から第五項まで、附則第二十二條、附則第二十四條第一項及び第四項並びに附則第二十五條第一項並びに改正後の施行法第十一條の二、第十二條第三項、第十三條、第十七條第一項、第三項及び第五項、第十八條第一項、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條第一項、第三十九條(同法第四十條第二項において準用する場合を含むものとし、同法第十一條の二及び改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第五十五條第三項、第五十六條の二、第八十二條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第九十條の二、第九十二條、第九十三條第一項、第九十五條第一項及び第三項、第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條、第百三條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第百十七條第一項、第百十九條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第百四十三條の二の三、第百四十三條の三の二、第百四十三條の

四、第四百三十三條の十四、第四百三十三條の十五、第四百三十三條の十八並びに第四百三十三條の十九の二の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

改正後の法第八十二條第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。
〔廃疾年金と障害補償年金との調整に関する経過措置〕

法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律
第 一 号）第二条の規定による改正後の恩給
法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第
百五十五号。以下この条において「改正後の法律
第百五十五号」という。）附則第四十二条の規定
又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用
によりその全部が当該期間に該当しないことと
なるものを有する改正後の施行法第二条第一項
第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条
第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及
び附則第十三条において「更新組合員等」とい
う。）若しくは更新組合員等であつた者又はこれ
らの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日
において改正前の施行法第十条第四号（同法第

第四条 改正後の法第九十一条第二項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第五條 改正後の法第一百十

第五條 改正後の法第百十四條第三項及び第二百四條第四項の規定は、昭和四十九年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百四十四條の三の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際、現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十条第四号の期間（同法第百三十一条第二項第二号の期間を含む。）で恩給

法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律
第 二 号）第二条の規定による改正後の恩給
法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第

百五十五号。以下この条において「改正後の法律
第百五十五号」という。）附則第四十二条の規定

又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条

第二項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第十三条において「更新組合員等」とい

う。若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日において改正前の施行法第十条第四号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職

年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者
で政令で定めるものその他政令で定める者に係

る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二条の規定、これに

の例によるものとする。

（職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置）

第八条 改正後の施行法第十一条第十項及び第十

一、項、第二十七條第七項及び第八項、第三十八條第三項から第五項まで、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十七條第五項から第七項まで、第六十八條第三項及び第四項、第七十六

条第三項及び第四項、第九十条第二項、第四項及び第六項、第九十七条第三項から第五項まで、第百三条第二項、第百四条第二項、第百五十一条第二項、第百九十九条第二項、第百四十三条の三第三項及び第四項、第百四十三条の十三第三項並びに第百四十三条の十四第二項の規定（これらの規定中改正後の法第九十三条の三の規定に係る

部分を除く。）は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第九条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二

の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

(沖繩の市町村の議会の議員であつた者に関する経過措置)

第十條 改正後の施行法第百四十二條の三第三項の規定の適用により新たに年金たる共済給付金の支給を受ける権利を有することとなる者に

は、昭和四十七年五月分以後、その年金たる井
 済給付金を支給する。
 （長期在職者等の退職年金等の額の最低保障）
 第十一条 組合員又は団体共済組合員が施行日以

後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る改正後の法
の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金

(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その

額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、
当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲
げる額とする。

改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

口 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期

間に退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

未滿のものに係る年金 十六万八百円
二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれ

れイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定によ

る廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の

最短年金年限に達しているものに係る年金
三十二万千六百円

口 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上
上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く）

く、及び六十五歳未満の者で、實在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

八百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万

三 改正後の規定による遺族年金 次のイから

ハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者からハまでに掲げる額

妻・子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間（以下この号において「實在職の期間」といふ。）

るもの 十六万八百円

口 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間、退職年金の最短期間年限に達しているもの

十二万六百元

ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 八万
四百円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

（年金額の自動的改定措置）

第十二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により厚生年金保険法（昭和二十九
年法律第十五号）による年金たる保険給付の額を改定する措置が講ぜられる場合には、地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定に基づく年金の額については、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置を参酌して政令で定めるところにより改定する。

（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第七條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十四条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「第三条」を「第七条」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十五条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条」を「第七条」に改める。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は二月五日）

一、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

（小笠原及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案）

附則

4 新奄美法第二条第一項に規定する振興開発計画（以下この項において「振興開発計画」という。）が決定されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものであるについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五條第一項に規定する復興実施計画（以下「復興実施計画」という。）で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四條第四項の規定による同法第三條第一項に規定する復興計画（以下「復興計画」という。）の変更に日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものであるについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

（総理府設置法の一部改正）
総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表奄美群島振興審議会の項を次のように改める。

奄美群島振興
開発審議会
奄美群島振興特別措置法（昭和二十九
年法律第九十二
号）の規定により
その権限に属せし
められた事項を
行うこと。

（地方税法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発基金」に改める。

附則第十四条第二項中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）による改正前の奄美群島振興特別措置法」に改める。

（自治省設置法の一部改正）
自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法」に改める。

（所得税法の一部改正）
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表奄美群島振興信用基金の項を次のように改める。

奄美群島振興
開発基金
奄美群島振興特別措置法（昭和二十九
年法律第九十二
号）

（国土総合開発庁設置法の一部改正）

14 国土総合開発庁設置法（昭和四十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号ウ中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改める。

三月十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、事業主報酬の完全実施（みなし法人事業税の創設）に関する請願（第一五六三三号）

第一五六三三号 昭和四十九年三月七日受理
事業主報酬の完全実施（みなし法人事業税の創設）に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町巻税務署管内
青色申告会連合会内 本間竹三郎
紹介議員 君 健男君

昭和四十八年度税制改正において「個人企業の事業主報酬制度」は、税制特別措置として青色申告者に対して「みなし法人課税制度」として創設されたが、これを地方税においても「みなし法人事業税制度」として昭和四十九年度地方税制改正で認めるようにされた。

理由

事業主報酬制度は、所得税、住民税において認められながら、事業税には認められていない。従来事業主所得から、事業主報酬（給与所得として源泉徴収）を控除した残額を、法人とみなして課税（法人税相当の所得税と法人住民税）しながら、事業主計算においては、個人事業税にもどつて事業主控除（現行八十万円）を適用することは理論的に一貫性がない。自治省当局は「事業税は物税である」といいながら事業主控除という人的控除をとっているが事業主控除の性格はいまいで、この金額にも理論的根拠がない。物税といいたが

ら、赤字欠損法人には事業税が課せられていない。個人企業には、勤労性所得（給与所得）に事業税が課せられる不合理、か酷な税制が残されており、個人企業と法人企業の税負担の不均衡は依然として大きく残されている。

第三号中正誤 べし 段 行 誤 正 五 一 から 終わり 三 つぎでまして つきまして			
---	--	--	--

昭和四十九年四月四日印刷

昭和四十九年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E